

福祉文教委員会会議録

令和3年12月14日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 18：14

【 案 件 】

1. 議案第 96号 令和3年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
2. 議案第103号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
3. 議案第109号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（文化施設関係）
4. 議案第111号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例
5. 議案第113号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
6. 議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）
7. 議案第122号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）

【 報告事項 】

1. 飯塚市教育委員会事業評価結果（令和2年度分）について
2. 「第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案」に対する市民意見募集について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第96号 令和3年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第96号 令和3年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の補足説明をさせていただきます。補正予算資料の3ページをお願いいたします。そこにあります表の特別会計の介護保険の欄に記載しておりますとおり、歳入歳出をそれぞれ1億3542万5千円追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ158億5694万3千円にしようとするものでございます。今回の補正につきましては、主に4月から補正予算要求時点までの実績をもとにいたしまして、伸び率等を勘案して積算いたしました決算見込額の算出により補正を行うものでございます。

補正の主な内容につきましては、資料15ページの介護保険特別会計をお願いいたします。記載の順番どおり、歳入歳出の順で主なものについて説明させていただきます。まず歳入でございますが、保険料につきましては補正予算要求時点までの実績をもとに精査を行いました結果、234万9千円の減額補正となっております。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じまして、それぞれの負担割合で歳入額の増額及び減額補正を行っております。

国庫支出金の上から6つ目の黒丸、保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村が実施する高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援することを目的に設置されたものでございますが、その交付額2117万7千円の交付が決定されたことに伴う歳入額の増額を行うものでございます。あわせてその下、7つ目の黒丸、保険者努力支援交付金につきましては、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業等に関する取り組みを支援することを目的に設置されたものでございます。その交付額2187万9千円の交付が決定されたことに伴う歳入額の増額を行っております。繰越金につきましては、前年度の繰越金となります5536万8千円を増額計上するものでございます。

次に、歳出でございます。保険給付費につきましては、今年度4月から補正予算要求時点までの各給付費の実績をもとにいたしまして、伸び率等を勘案し、決算見込額を積算しておりま

して、保険給付費全体としまして5979万7千円減額補正し、給付総額を141億9177万2千円にするものでございます。次に、地域支援事業費につきましては、保険給付費と同様に、今年度4月からの事業費の実績をもとにいたしまして決算見込みを出し、地域支援事業費全体としまして、3741万2千円を増額補正し、総額を11億2282万7千円にするものでございます。次に、基金積立金につきましては、保険給付費の減額等に伴う財源調整として、9981万8千円を増額補正いたしまして、総額を1億6251万5千円にするものでございます。資料の次のページの諸支出金の償還金につきましては、前年度の介護給付費等の確定によりまして、国及び県からの交付金等の超過受け入れ分等を返還するために、合計5653万2千円を増額補正を行っております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今年度の介護保険特別会計の組み立ての特徴の一つは、介護保険料を引き上げて、さらに引上げて組んだというところにあったと思うのですが、昨年までは県下の中では2番目に高いということでした。3月の段階では、値上げによって1位になるかもしれないということだったけれども、現状はどういうところにあるのか、お尋ねします。

○高齢介護課長

今年度と言いますか、今期の介護保険料の県内の順番で言いますと、前期と同様、2番目でございます。

○川上委員

1番目はどこですか。

○高齢介護課長

広域連合の田川の郡部のほうを何ブロックと言ったのかちょっと記憶が、度忘れしたのですが、そのブロックで前回と同様でございます。

○川上委員

さっきサービスの関係の補正の説明があったのですが、サービス水準は全県の中では、どういう位置にありますか。福岡県の中では、介護保険料が2番目に高いのだったらサービスは2番目に高いのかということをお尋ねしているのですけれど。

○高齢介護課長

サービスの県内の順位ということでございますけれども、介護保険のサービスというのは、各個々人に合ったケアプランサービスに基づいてサービスを提供していますので、県内でこの順位が1位とか2位とかいう想定はちょっとしづらいのかなと思っております。

○川上委員

そうすると、介護保険料が高いということと個々の必要な方のサービス水準が高いか低いかというのは、かかわりのないことだということを確認していいですか。

○高齢介護課長

介護保険料というのはサービス給付費から割り戻すような形で算出しておりますけれども、個々人のサービスはケアプランに基づいて提供しておりますけれども、その提供する方が多いと保険の給付費は多くなっていくものと考えております。

○川上委員

ですから、個人にすれば、介護を受けたいという人との関係で言えば、介護保険料が高ければ、それだけ充実したサービスを受けられるということは、特にはないという、そういう意味でのかかわりはないということなんでしょう。

○高齢介護課長

そうですね、介護サービスというのは、個々人に応じたケアプランサービスで提供されておりますので、保険料が高いから、その個人の方に対して充実したサービスが受けられるという性質のものではないと考えております。

○川上委員

そうすると、また戻りますけれど、今度の介護保険料の引き上げとセットで、あなた方が押し出しているのが、介護の適正化事業ということですよ。5つも6つも項目があったけれど。そういうことで、適正化の名のもとに、必要なサービスが受けられないというようなことが起きていないかということをご心配するわけですね。今言ったような観点で、この補正予算を見ていきたいと思うんです。

それで最初、介護保険料の181ページ、第1号被保険者保険料が234万9千円減額補正になっているのですが、説明資料を見ると、少し細かい説明がありますね。普通徴収について、これはどういうことなのか、ちょっと説明していただいてもいいですか、現年分。

○高齢介護課長

普通徴収の部分ということでご説明しますと、当初予算要求時の想定人数が5438人でしたが、それが補正予算要求時点までの実績をもとに精査しました結果、普通徴収の対象人数が4803人ということになったというところで、逆に特別徴収のほうの人数で申しますと、当初予算要求時に3万5047人想定しておりましたのが、補正予算要求時点までの実績で精査しました結果、3万5614人と人数が増えているというところがございます。

○川上委員

普通徴収が635人対象が減って、特別徴収が567人ふえるというのはどういう現象なんですか。

○高齢介護課長

特別徴収と普通徴収のトータルで申しますと、68人人数が減っています。当初要求するときの特別徴収と普通徴収の人数の割り振りなんですけれども、その年度途中で、それまでずっと年金から天引きされておった特別徴収の方が、保険料が例えばコロナ減免とかで変わりますと普通徴収に変わってしまうということがございまして、コロナが始まってからその人数の予測はちょっと難しくなっています。ちょっと、若干の誤差が出たということでございます。

○川上委員

若干という感じが私はしないんですよ。若干の誤差、いろいろコロナのこともあるのでしょけれど、コロナの影響でこれだけの人数がふえた、減ったと。もう少し説明できないですか。

○高齢介護課長

ここに上げておりますそれぞれの数字を足し合わせたところをちょっと記載していませんけれども、先ほど申し上げたとおりトータル的人数で申しますと68人減、精査を行った結果68人減となっております。この4万幾つかの人数の中で68人というのは、十分、かなり正確な数字ではないかと考えております。

○川上委員

いや、不正確とか言っていないんですよ。

○高齢介護課長

この普通徴収、特別徴収の人数の積み上げと申しますのが、まずきよねんの令和2年度の実績がでございます。きよねんの令和2年度の当初予算要求時、12月補正による要求時、決算の実績の数字がでございます。それと令和3年度の当初予算要求時と12月補正の間までの実績の数字がでございます。これから3月までの人数の見込みを出すわけなんですけれども、その見込みを出すときに、きよねんの実績で12月補正予算要求時から決算に至るまでの伸び率をもとに、今回もきよねんの伸び率を使って積算を行っているところで、計算というのは行っております。でも、コロナ減免が多かったり、少なかったりとか、そういうところでなかなか実績とか見込

みとかいうのは出しづらい状況にあるところでございます。

○川上委員

コロナの影響、コロナ減免というのは、具体的には、こういう減免なんですという、その影響額がこれだけなんですというのが出ますか。

○高齢介護課長

申しわけありません。ちょっと今すぐには手元に資料を用意してありません。すみません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 16

再 開 10 : 49

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

昨年度から今年度にかけて、コロナ減免の実績の数字をお答えさせていただきます。昨年度が、対象人数が101人で減免額は745万4370円。令和3年度のきょう現在までの数字で申し上げますと、対象人数が60人で減免額が456万4980円となっております。

○川上委員

説明資料で徴収率が91.22%となっています。これはどういう位置、この間の経過から言えば、どういう位置を占めるのか、お尋ねをしたいと思います。

○高齢介護課長

この普通徴収の徴収率91.22%につきましては、昨年、当初予算要求する際の最新の徴収率でございました令和元年度の91.22%をそのまま用いたものでございます。

○川上委員

それで参考に、前年度か前々年との比較でどうかというのを聞いたつもりだったんですね、言葉足らずで申しわけないです。

○高齢介護課長

今、手元でございます数字で申し上げますと、先ほど令和元年度が91.22%と申し上げました。その前年、平成30年度が91.03%でございました。

○川上委員

それはそのくらいにしておきましょう。また今度、保険料の問題のときに聞きたいと思えますけれど。

それで185ページの雑入、第三者納付金が1549万8千円の増額ということになっています。ちょっと説明してもらっていいですか。

○高齢介護課長

第三者納付金と申しますのは、交通事故とかで介護状態になった方がいらっしゃる場合に、一旦、介護保険から保険の給付をいたします。その後、事故原因の当事者である加害者のほうであるとか、保険会社のほうから納入していただくという流れになっているものでございます。

○川上委員

187ページの介護認定審査会費が、委員報酬が113万1千円減額となっています。どういう事情かお尋ねします。

○高齢介護課長

今年度4月に認定審査会の委員さんの任期、新規、任期変えというか、任期の更新がございました。その際、3年に1度でございますけれども、委嘱状交付式というのを毎回やっているのですが、今年度につきましてはコロナ感染症対策に伴いまして、交付式そのものを中止いたしましたために、その経費の減額となったものでございます。

○川上委員

ということは、委嘱状交付式に113万1千円かける予定だったということになりますか。

○高齢介護課長

その委嘱状交付式の後に委員さん方の研修も予定しておりまして、その委嘱状交付式と研修もあわせたとところで予定を考えておりました。

○川上委員

その研修というのはどういうことをする予定だったのですか。委員の報酬が113万円でしょう。報酬の減が113万1千円なんですよ。この報酬の減の中に、研修会の費用も、どういう関係なんですか。

○高齢介護課長

委嘱状交付式の後に引き続き研修会を予定しておりました。その委嘱状交付式と研修会に参加された方に対する委員報酬でございます。

○川上委員

委嘱状式で幾ら、研修会で幾らということになっているわけですか。

○高齢介護課長

引き続き同日に行いますので、1日分の報酬でございます。

○川上委員

189ページに介護サービス等諸費の減があります。これはどういうことですか。見込み違いということはないでしょうか。

○高齢介護課長

介護サービス等諸費の減額、4891万8千円の減額の部分のことだと思いますけれども、この介護サービス等諸費の補正につきましては、当初予算要求時に今年度のサービスごとの給付の見込みを積み上げてトータルになるのでございますけれども、だからサービスごとにそれぞれ見込みを、なるだけ正確に見込もうと思って、積み上げてはいるんですけども、なかなか正確に見込むことが困難でございまして。基本的には増額傾向にございますけれども、そのサービスごとの決算見込みの誤差の積み上げが、この4891万円という数字になったものでございます。

○川上委員

3月の当初予算のときから半年なんだけれど、相当な想定外というようなことは特になかったのですか。

○高齢介護課長

コロナの緊急事態宣言というのが、一番見込み違いという部分はあるかもしれませんが、コロナによって給付サービスの受ける方がふえる部分もあれば減る部分もある。緊急事態宣言の回を追うごとにつれて、あまり影響が見られないサービスもあるというところでなかなか見込みがしづらい部分がございました。

○川上委員

コロナの緊急事態宣言というのも、今回の減額補正にどういう影響があったかわからないということですか。

○高齢介護課長

サービスの傾向としましては、訪問系が減る傾向にございました。通所系はきょねんと比べますと、さほど影響はなかったのかなというふうな感じと申しますか、数字でございました。

○川上委員

そうすると訪問系というので減になったそのボリューム感というのは把握しているのですか。今、答弁できますか。

○高齢介護課長

一例で申し上げますと、例えば訪問介護のサービスで申し上げますと6215万円、当初予

算から見込みが減になっております。

○川上委員

全体としての訪問系という、あなたが言ってくれた全体のボリューム感というのはわかりませんか。

○高齢介護課長

サービスごとの一覧は用意しているのですが、その訪問系・通所系というような区分けでしていないものですから、ちょっと積み上げというか、足し算にちょっと時間が必要になります。

○川上委員

足し算に何分くらいかかるんですか。いや、私が訪問系ということにくっつけて問題提起したわけではないからね。全部言ってくれてもいいんですよ。足し算しなくて。こっちでするから。

○高齢介護課長

では、主なところで申し上げますと、先ほど訪問介護の数字を申し上げました。次に訪問入浴、こちらのほうがふえておりまして、1545万2千円の増でございました。これは件数のほうがふえておりまして、件数のほうがちょっと若干増えております。それから通所介護で申し上げますと、件数が減っております3738万3千円の減でございました。訪問を主にしております居宅介護サービス費で申し上げますと、1億367万円の減額となっておりますのでございます。

○川上委員

今度は、同じく189ページですけれど、2項にある予防サービスね。予防サービスは伸びていますよね。増額補正になっていますよね、2280万8千円。これはどういうことでしょうか。

○高齢介護課長

予防給付で増額要因となっておりますのが、訪問介護で件数がふえておりまして583万9千円。訪問リハビリで、こちらも件数がふえておりまして237万9千円。通所リハで件数がふえておりまして856万円の増額要因となっております。

○川上委員

なぜふえているかの分析がありますか。

○高齢介護課長

予防給付の対象者の方は、介護関係のサービスを受ける方の中でも比較的元気な方と申しますか、多いほうになりますので、コロナの影響を受けにくい方が多かったのではないかとというふうに考えています。

○川上委員

ちょっとよくわからない。190ページの3項なんですけれど、高額介護サービス等費、こちらは3893万5千円の減額と。こちらはどういう事情か、分析がありますか。

○高齢介護課長

高額介護サービス費の減額要因といたしましては、市内に特別養護老人ホームが今、建設途中にありますけれども、この建設が年度内完成の見込みであったのが、コロナ関係で工事が遅延しております、建設遅延によるサービスの減額要因となっております。それから支給基準額、制度改正による見込減がっております。

○川上委員

その特養の建設が間に合っていないというのは、どこのことですか。

○高齢介護課長

穂波地区太郎丸のところに今、建設をされておりますサミック2でございます。

○川上委員

同じく90ページの5項、特定入所者介護サービス給付費、これは524万6千円の増額なんですけれど、これはどういう事情かお尋ねします。

○高齢介護課長

入所者の伸びに伴いましてサービス費がふえております。

○川上委員

196ページですけれど、特別職職員が1名減となっていますね。これはどういうふうに読んだらいいのですか。

○高齢介護課長

認定審査会の委員さんの1名減でございます。

○川上委員

次に説明資料の26ページ、基金状況表がありますね。介護給付費等準備基金について記載があって、平成27年度末で2億4592万円と、以下ずっとあるのですが、令和2年度末、つまり今年の3月末に2億5512万1千円だったわけですけれども、積み立て1億6066万3千円を組んでいますね。そして今年度末、来年3月見込みは4億1763万6千円と、令和元年の4億円の大台に戻すわけだけれど、この積み立て1億6066万3千円の事情を聞かせていただいていいですか。

○高齢介護課長

積立金の増加要因といたしましては、12月補正で新規計上したものがございます。一つが、国庫負担金の中の介護給付費負担金の過年度分4720万5千円。もう一つが、国庫補助金の保険者機能強化推進交付金2117万7千円と努力支援交付金2187万9千円。それから、先ほどご答弁いたしました第三者納付金1549万8千円。合計しますと、これで9千万円程度となります。これが増加要因の主な原因でございます。

○川上委員

それが1億6千万円になるんですか。

○高齢介護課長

そこが大きな要因だと考えております。

○川上委員

そのうち、先ほど補足説明でもあった2つの国庫からのお金ですよ。これは当初予算の段階で見込みがあったのではないのですか。

○高齢介護課長

当初予算要求時点では金額が判明しておりませんでしたので、金額が確定いたしました現時点で計上させていただいたものでございます。

○川上委員

そういうものがあるというのは、今年度中にわかっていたんでしょう。わかっていなかったのですか。

○高齢介護課長

そういう歳入があるということは承知しておりましたが、金額が判明しておりませんでした。

○川上委員

そういうのをわかっておったと、おおよその目安となる数字もわかっていたのではないのですか。

○高齢介護課長

この交付金につきましては保険者ごとの、何と言いますか、ポイントで決まる部分がございます。なかなかはその算出に難しい部分があったので、確定した時点で計上したものでございます。

○川上委員

私は、当初予算に組み込めとかいう話をしているのではないのですよ。金額のおおよそのところは、3月の段階でわかっておったのではないのかと聞いたんです。確定数値がわかるわけがない。しかし速報値とか言うじゃないですか。基本的な枠組みにおける配分の目安とか、そういうのはわかっておったのではないのですか。

○高齢介護課長

当初予算要求時点では判明しているのは、前年度の実績値程度の数字でございます。

○川上委員

それは、目安となる数字ではないのですか。

○高齢介護課長

この交付金につきまして、制度が始まったばかりでございまして、なかなか金額の予測が見込みづらい部分がありましたので、現時点で計上させていただいているものでございます。

○川上委員

私が聞いているのは、今度の補正でびたっと、なぜ今びたっと上げるのかということを知っているわけではない。3月の時点で、こういう制度があり、そしておおよその数字もわかっておったのではないかと聞いたわけですよ。あなたは、前年の実績がとかおっしゃるから、わかっておったんですねと、目安が、と思ったわけですよ。だから3月の段階でそういう制度もあることがわかっている。それからおおよそ目安も大体をつかんでおったということではないのですか。悪いって言っていないですよ。安心して。

○高齢介護課長

申しわけございません。なかなか、確かに今、申し上げましたように前年度の実績がありましたけれども、それが今年度、そのままほぼ同額が来るという見込みが立っておりませんでしたので、当初予算には計上いたしておりませんでした。

○川上委員

わかりました。基本的に私の疑問にはお答えになりましたね。わかっておったと。前年実績もわかっているわけだし、今年度の12月に補正することも決めておったでしょう。決めておったでしょう。ちょっと確認してください。

○高齢介護課長

額が判明した時点で計上する予定でございましたので、12月議会になるであろうということは考えておりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今、お話があった保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の件なのですが、厚労省の資料を見ても、いま一つわからないんですね。評価としては、点数はわかるわけですが、この点数から定額給付と資料のほうに書いてあるのですが、そのあたり、どういった形になるのか、ちょっと教えていただけますか。

○高齢介護課長

申しわけありません。今、詳しい算出式を用意しておりませんが、基本的な点数というのは各自自治体でございまして、それで各自自治体、保険者が実施しておる事業に伴いましてポイントが加算されるような算出で額が決まるものでございます。

○江口委員

点数はホームページにあるから、出ているからわかるわけですよ。全部の配点で、推進のほうの交付金が1580点満点ぐらいで、飯塚市の点数としては、今年度は878点。だから、おおよそ半分程度。努力支援交付金のほうが、同じく895点満点。ちょっと字が小さくて読みにくいんですが、900点弱の分に対して点数が465点。こうやってズラッと全市町村の点

数がわかるわけですが、片一方で資料の中で定額交付と書いてあるでしょう。例えば、およそ満点に近いところに関しては、自治体の大きさに関係なく、このぐらいの金額というふうな形になるんですかね、そこら辺の仕組みがちょっとわからないんですけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:17

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

失礼いたしました。予算資料には定額交付と書いてありますけれども、自治体の規模であるとか、ポイントによって金額は変わってまいります。

○江口委員

わかりました。それでは先ほどちらっと言いました飯塚市の点数に関して、市としてはどのように評価をしているのか、その点、お聞かせください。

○高齢介護課長

国が求めておりますレベルにまではまだ至っていないというような状況でございますので、今後とも市として総合事業に取り組むであるとか、認知症対策に取り組むであるとかという努力が必要であると考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第96号 介護保険特別会計補正予算」に反対の立場で討論を行います。詳しくは本会議で述べますけれども、高過ぎる介護保険料をさらに引き上げ、また一方で介護事業適正化の名のもとに、サービス抑制につながりかねない方針を打ち出して取り組んだところに、当初予算の特徴があったと思います。今回の補正にはそれが反映しているばかりでなく、一方で介護給付費等準備基金という貯め込み金をさらにふやしていくということになっておりますので賛成できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第96号 令和3年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第103号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明をいたします。補正予算書の269ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、歳入歳出全科目について見直しを行い、前期の実績と今後の所要額の見込みによりまして、執行残等の補正を行うものでございます。第1条に、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2433万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億780万4千

円とするものでございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものについて、ご説明をいたします。

272ページをお願いいたします。1款1項1目学校給食費につきましては、小中学校の児童生徒数が当初の見込みより減少したことにより、小中学校合計で803万6千円を減額するものでございます。次に、3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、今回の減額補正に伴いまして、一般会計からの繰入金を4280万9千円減額するものでございます。次に、4款1項1目の繰越金につきましては前年度決算による繰越金の額の確定によりまして、2670万5千円増額するものでございます。

次に、歳出でございます。273ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、現在の人員配置に基づきまして、2013万6千円減額するものでございます。2目給食事業費は、主に給食調理室の維持管理に係る修繕等経費の増によりまして、436万8千円増額するものでございます。次に274ページをお願いいたします。3目学校給食賄材料費につきましては、歳入の学校給食費を充てるものでございまして、歳入が児童生徒数の減によりまして減額となったことに伴い、小中学校合計で856万7千円減額するものでございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

歳入において学校給食費、歳出において賄材料費の補正の要因として、子どもの減少というのを、見込みよりも少ないということをおっしゃられたのですが、どのくらいの減少なのか。

○学校給食課長

小学校で4名減、中学校で80名減となっております。

○川上委員

その要因を差し支えない範囲で聞かせていただけますか。要因というか理由か。

○学校給食課長

小学校におきましては4名減でございますので、昨年10月ごろの4月1日の推計は、ほぼ推計どおりというふうに思われますが、中学校におきましては80名減ということで、この内容については、詳しい分析等を行ってございません。

○川上委員

これは学校給食としては80人、見込み違いなのですか。実質に80人減少したのか。把握する必要はないですか。

○学校給食課長

この80名減の部分でございますけれども、12月補正予算計上時におけます生徒数がそのまま3月まで給食を欠食するという見込みで80名減というふうにしております。

すみません、80名減のうち新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、出席停止となりました生徒さんがおられまして、その分での減額を見込んでおります。

○川上委員

出席停止というのは本人か家族かが感染したためということですか。それとももうそうではないけれども学校に登校できないと。学校で感染したら、自主的なとか、それは入っていないのですか。

○学校給食課長

新型コロナウイルス感染症の影響によります、ご家族が濃厚接触者としてPCR検査等を受けられる、その際に生徒さんも学校のほうの出席、また感染症拡大を恐れて登校されないというお子さんもおられるというふうな内容でございます。

○川上委員

それ以上は、学校給食課はつかんでいないでしょう、その内訳とか。学校教育課の範囲ですかね。わかりますか。

○学校給食課長

すみません、詳しい内訳等は把握できておりません。

○川上委員

それでは、273ページ歳出なんですけれど、さっきちょっと紹介がありましたけれど、その中で会計年度任用職員報酬が1104万4千円の減額補正になっていますよね。これはどういう事情ですか。

○学校給食課長

会計年度任用職員に関しましては、当初の見込みと実際の配置の関係で人数が減っております。それに関連いたします報酬、さまざまな手当等、合計いたしますと今回減額の金額となっております。

○川上委員

それではちょっとわからないですね。何の理由で減っていくのかね。それから、それが何人なのかね。それがあって初めてこの1104万4千円という数字が出てくるわけでしょう。プラスもあるのかもしれないけれど。その辺、私たちは予算を扱っているわけだから、お金の話なんですよ。数字の話なんですよ。数字の話の積み上げの上に政策の検討が始まるわけですよ。ちょっともう一回答弁してください。

○学校給食課長

会計年度任用職員につきましては、当初26名を見込んでおりましたけれども、25名の配置となっております。その関係での会計年度任用職員報酬、それから手当の関係、保険料等を積み上げますと、今回の減額の補正の額となっております。

○川上委員

26人で仕事しようとしたわけでしょう。当初予算でお金の手当てもしました。なぜ、1人欠けた状態になっているのかを説明してもらえますか。

○学校給食課長

当初26名の会計年度任用職員の配置を考えておりましたけれども、1名減の原因につきましては、8校の直営校の中で1名配置ができていないという部分で、1名減となっております。

○川上委員

聞き取れませんでした。これ、いちいち私が全部聞いていかないといかんのかね。

○学校給食課長

1名減の原因ですが、募集をいたしましたけれども、採用に至らなかったということが原因でございます。

○川上委員

仕方がないね、聞きましょうね。26人です仕事なんですよ。仕事なくなったのですか。仕事はあったのでしょうか、今のお話だと。答弁してください。

○学校給食課長

給食調理の部分でございますので、年間通して1名の採用ができておりませんが、給食調理につきましては、代替の職員を配置をしておりますので、代替の職員が、欠けた1名のところに入って調理業務を行っております。

○川上委員

代替の職員とは誰のことですか。

○学校給食課長

代替職員も会計年度任用職員として採用をしている者が6名ございます。そのうちの1名が、

本来配置すべき1名の枠のところに入って調理業務を行っております。

○川上委員

代替の職員は、どういう配置になっているのですかね。5人と言われましたか、6人か。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:34

再 開 11:52

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

大変失礼いたしました。先ほどの会計年度任用職員の25名の内訳になりますが、その中に6名の会計年度任用職員で代替の職員がいます。そして残りの職員については、1名は事務職員がおりますけれども、残り18名で8校の直営校に配置をしておりますが、1名不足しておりますが、具体的に言いますと若菜小学校、1名不足をしているところに、6名の代替の会計年度任用職員が交互に入っているということで、現在運営を行っております。

○川上委員

そうすると、若菜小学校は、比較的不安定な状態に今あるということが、大体見当がつかましたけれど、金額として1104万4千円の減というのが報酬ということなんですけれど、職員報酬なんですけど、この金額がどういう計算なのかということがわかるようにしてもらいたいと思います。答弁をしてください。

○学校給食課長

申しわけございませんが、積算の内容については、お時間をいただきたいと思っております。午後、ご説明できるように準備したいと思っております。

○川上委員

275ページのその他の特別職の1減というのはどういうことですか。

○学校給食課長

この1名減の内容ですが、給食運営審議会の委員が6名を見込んでおりまして、今回の補正予算で専門部会を設置した際に、専門部会と重複される方が6名のうち1名おられました関係で5人分ということで、今回、減額計上しております。

○川上委員

1名、その方は何と何を兼任したのですか。

○学校給食課長

給食運営審議会の審議会の部分と、来年度、委託業者を選定するに当たっての専門部会を設置いたしまして、そこに同じ方が入られるということで、その重複部分を減としているものでございます。

○川上委員

委託業者の選定というのは穂波西中校区の学校の給食の、来年の4月からの委託のことなのですか。

○学校給食課長

委員がおっしゃるとおりでございます。

○川上委員

誰が任命したのですか、給食運営審議会委員を、来年度のその選定委員にするというのは。

○学校給食課長

審議会の委員の選出に当たっては、市小中学校の校長会並びにPTA連合会から推薦をいただいた方で構成をしております。

○川上委員

委託業者を選定する委員に、給食運営審議会のメンバーを選んだの。これは、担当課が提案するのですか。

○学校給食課長

給食審議会の委員の皆様で、専門部会の委員の方を選出しております。

○川上委員

勘違いしたのかな。審議会の中に専門部というのがあるんですか。それとも選定委員会みたいなところの話をしているんですかね。ちょっと申しわけない、よくわからない。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:59

再 開 11:59

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

給食審議会の委員の互選によりまして、専門部会を設置する中に、審議会の委員の互選によって委員を選定して、決めていただいております。

○川上委員

私がおかしいのが、その専門部会というのわからないんですね、多分。だから、給食運営審議会の中に専門部会があるのですか。そしたら1名減るわけがないしと思うのですけれど。

○学校給食課長

給食運営審議会の規定で専門的協議機関の設置ということで、専門部会を設置しております。

○川上委員

そういう理解でいいんでしょう。給食審議会の中に専門部会が中にあるのでしょうか。違うんですか。そこをはっきりして、まず。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:01

再 開 13:02

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

先ほど答弁のほうを保留しておりました分についてお答えをいたします。まず給食運営審議会の関係でございますが、給食運営審議会の条例の中で専門部会を設置することができとなっております。給食運営審議会の委員の互選で、この審議会の中に設置されている専門部会の委員を決めていくということでございます。

引き続き、先ほどの会計年度任用職員の1104万4千円の部分でございますが、年度当初、勤務日数21日掛ける12カ月で、年間の勤務日数を252日としておりますところを、給食の年間の日数が185日と差し引き67日ございます。そして、その67日に、実際、調理員として勤務しております24名掛ける日額6310円を掛けますと、1014万6480円ということございまして、そのほか途中で退職をしておる職員が1名、また職員の休暇等の代替職員の関係もございまして、全て積み上げますと、1104万4千円減額というふうな積算をしております。

○川上委員

274ページの飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託料64万9千円減額(債務負担行為分)となっておりますけれども、説明してもらっていいですか。

○学校給食課長

飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託料の分につきましては、年度当初の予算額4092万

円、それから更新に当たりまして、令和3年度から5年の契約の金額が3685万円と。この分の差額が342万1千円ありますけれども、ごみ処理手数料数、それから消費税の支払いの流用額の差額が64万9千円ありますので、執行残ということで減額をしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第103号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(文化施設関係)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○文化課長

「議案第109号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(文化施設関係)」について補足説明をいたします。議案書の9ページをお願いいたします。今回、設置をしようとする附属機関は、飯塚市文化施設活用検討委員会でございます。本年9月にNPO法人嘉穂劇場より贈与を受けました嘉穂劇場につきまして、本施設を活用していくに当たり、飯塚市文化会館コスモスコモンとの役割分担を考慮しながら活用方策の検討を行い、また今後、市内文化施設の活用について検討する必要がありますことから、新たに飯塚市文化施設活用検討委員会を附属機関として設置をするものでございます。以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉松委員

今回設置されます附属機関の名称が、飯塚市文化施設活用検討委員会ということになっておりますけれども、これは嘉穂劇場の活用について検討するというような委員会でしょうか。

○文化課長

委員が言われますとおり、嘉穂劇場の活用策を検討するための組織として設置をするものであります。なお、活用策の検討につきましては、飯塚市文化会館コスモスコモンとの兼ね合いからも整理が必要と考えております。また、今後ほかの文化施設の活用に関する検討を行う際には、この飯塚市文化施設活用検討委員会において、広く委員を求めたいと考えております。

○吉松委員

改めまして、この附属機関を設置するに至った経緯を説明してください。

○文化課長

嘉穂劇場の今後の活用に関しましては、これまでの芝居小屋としましての文化的価値を損なわない保存の方策や、地域経済の活性化に寄与する活用方策を検討するに当たりまして、外部の新しい発想や多くの意見を取り込みながら、本市の文化振興に寄与し、なおかつ、まちづくりに最大限貢献していく活用策を見出していくことから、外部委員による検討組織が必要と考えたものでございます。また、先ほど申しましたように、嘉穂劇場の近くには飯塚市文化会館コスモスコモンもありますことから、役割分担を行いながら、最大限、双方を活用していくための検討も必要となってまいりますので、今回、設置を予定しております附属機関の中で、ご検討いただきたいと考えております。

○吉松委員

具体的にはどのような検討をするということでしょうか。

○文化課長

今回、この飯塚市文化施設活用検討委員会におきまして、具体的には、嘉穂劇場の文化的価値を損なわず、地域経済の活性化に寄与する活用方策を検討すること、嘉穂劇場とコスモスコモンの役割分担について検討すること、嘉穂劇場の運営のあり方について、直営、指定管理者導入等を含めた幅広い意見を求めることなどについて審議をしていただこうと考えております。

○吉松委員

嘉穂劇場とコスモスコモンの役割分担についても検討すると。役割分担という言葉があったんですけども、これからは嘉穂劇場もコスモスコモンも両方とも運営に関しては飯塚市が関与していくということですので、役割分担というよりもコラボレーションということも考えてはどうかと思えます。相乗効果ということですけども、そういうことも両方、飯塚市が関与するわけですから、検討の中に入れてほしいと思うのですが、その附属機関の構成、これはどのようになっているのでしょうか。

○文化課長

この検討委員会につきましては、15名の外部委員を予定しておりまして、その分野としましては、観光・劇場関係の事業者や専門家、また観光・文化財関係の行政機関職員、そのほか、市内大学生などの若い世代の方、また公募により委員などで構成をしたいと考えております。

○吉松委員

ただいま15名という数字を言われたのですけれども、船頭多くして船山に登るということわざもございますけれども、15名というのは私は少し多いような気もするのですが、その点はいかがですか。

○文化課長

先ほど委員の構成の分野として、ご説明を差し上げましたが、これらの分野の方々から参加をしていただくことを考えますと、15名程度が適正であると考えております。

○吉松委員

嘉穂劇場というのは本市にとっては重要な文化施設でありますけれども、またこれは観光資源としても非常に大切なものだと思いますけれども、今の説明の中で、観光関係の方も入ることをございしましたが、今後、観光施設として、これも確認ですけども、観光施設としての活用も検討していくということでもいいのですか。

○文化課長

嘉穂劇場は、本市におきまして重要な観光資源の一つであると認識しております。この附属機関におきまして、観光施設という観点からも、活用方策について検討していきたいと考えております。

○吉松委員

その活用の方法によって施設の整備もあるのでしょうかけれども、再開するという事になれば、それから逆算して活用策をいつごろまでに決定するというのでしょうか。

○文化課長

本議案の議決をいただきましたら、まず委員の選定をさせていただきたいと考えております。その後、速やかに委員会を開催し、嘉穂劇場の活用策の検討を行ってまいりたいと考えております。なお、この検討いただきました活用策につきましては、集約の後に教育委員会より答申をいただきまして、来年度中をめどに、その方針を決定したいと考えております。

○吉松委員

来年度中をめどに決定したいということですけど、嘉穂劇場についてのコンセプト、それ

は今説明のほうで大体わかりましたけれども、くれぐれもと言うよりも、委員になられる方々には既成概念に捉われることなく、新しい発想で審議をしていただきたいと思っているわけですが、もちろんSDGs、持続可能な計画を立てていただくということは期待しておりますけれども、新しい発想というか、発想の一つとして、私はもう前期高齢者ということなんですけれども、先日、同じ年の仲間にシネマコンプレックス、シネコンですね、ここに映画を見に行こうというような話をしたのですが、映画、シネコンに行ってもあの座席に座ったら腰がだるくなるから、もうやめておこうというような話があったんですね。そのときにひらめいたことがあるのですが、腰が痛くなるので行かんというようなことではなくて、ひらめいたといいますか、敷居で映画を見ると、こういう発想なんです。敷居に横になってポップコーンではなくて、ミカンと煎餅を食べながら。その映画も往年の名作といいますか、「砂の器」とか「幸せの黄色いハンカチ」とか「七人の侍」とか「青春の門」とか、月に1週間程度でもいいんですけれど、そういう発想はどうか。これも映画なんですけれども、北九州市に小倉昭和館という映画館があるので、この映画館はシネコンに押されて、もう閉店の危機にあったわけなんですけれども、昔の映画などを独自で上映するというようなことで、2019年には、20年ぶりに赤字を抜け出したというような例があります。

なぜこんな例を言うかという、このような発想でぜひ福岡市からでも北九州市からでも、人が来るような嘉穂劇場の活用方策を作成していただきたい。そういうことを審議会の皆さんに期待して、この審議会の発足をお願いしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

先ほど、来年度中に集約をやっていきたいとお話がありました。他方で新聞報道の中では、市長の発言として1、2年ないし2、3年ぐらいかかるのではないかという発言もあったと記憶しているわけですが、再開ですね、嘉穂劇場が実際に活用され始めるのは、いつごろというふうにお考えですか。

○文化課長

先ほどご説明しましたとおり、活用策につきましては来年度中に決定をしたいというふうに考えております。具体的なスケジュールにつきましては、これからとなるものでございますが、そのため確定はしておりませんが、活用策を検討しながら、施設の改修や設備等の整備についても、あわせて検討していく必要がございます。それらの期間も合わせると、早くても2、3年はかかるものと考えております。

○江口委員

残念ながら、そのスピード感については賛成しかねる部分がございます。やはり興行の館としては、今までであった形を考えると、ある意味、とまることが、基本的にはとまってはいけないわけですね。とまっていたらどうなるか。要するに、例えばここで興行がうてなかったら、ではどこか代替りの場所を探すわけですよ。そうするとある意味、今までここでやってきていた方々が、もう別のところのお客様になってしまうわけですね。そういうことを考えると、何とか続けながら、活用を続けながら、現状において活用を続けながら、これから先どうしようというのを並行して考える、そういったことをやっていただきたいと思っています。

先ほど、吉松副委員長のほうからは映画という話もありましたけれど、これ面白いかなと思ったことを一つだけ紹介すると、珈琲の大手チェーン店、「ガイアの夜明け」か「カンブリヤ宮殿」だったかな。見た方もおられるかと思うのですが、京都の町家であったりとか、鹿児島かどこかの歴史的建物、建造物を、中を改造して店舗として使っておられるところがあるわけです。これ面白いかなと思いつつながら、ある意味、ずっとそうやってカフェとして使うのではないのだけれど、カフェとして使う時期もあり、興行を受ける場所として使うこともありという

ことになる、ある意味、今現状においては、興行をうってないときには、300円の観覧料であったんですけど、そこが客単価が高くなることであったりとか、飯塚市内の滞在時間が長くなるということも考えられるかと思います。ということもあわせて検討していただきたいというのが1点と、それと考える際に15人で考える、基本15人以内で考えるのがいいのかもしれませんけれど、途中途中で、それ以外の方々、やはりいろんな方々が、関係者の方がおられるわけで、使ってこられた方々もおられるし、そういった方々と意見交換ができる、その15人の方々が何かイベント的ではないけれど、途中報告をしながら、皆さん方と意見交換をするような仕組みも入れていただければと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先ほどから、この附属機関の名称について質問もあっていましたが、答弁を聞いていますと、活用検討委員会だけではなくて、その後の管理運営についても検討するように聞こえましたけれど、そういう感じですよ。

○文化課長

今回、検討していただく内容としては、活用の内容を検討していただくこととしております。ただ、その活用する中で、どういった運営の方法がよいのかということについては、直営がよいのかとか、指定管理がよいのかまた、そのほかの方法がよいのかという方法についてもご意見をいただければということですが、大きな検討の内容としては、今後、嘉穂劇場をどう使っていくかというところが、その内容となっております。

○川上委員

その話をよく考えていってみると、行き着くのは管理運営をどうするかということではないのですか、結局。だからそれを本当は議論するようになっているのに、何か活用をどうしましょうかみたいなことを入り口にして、出口は管理運営をどうするかというのがメインではないのですか、その答弁は。違いますか。

○文化課長

今回、活用のどういった方法で活用するのがよいかというところについては答申をいただくように考えておりますが、今後の活用の内容に合わせた運営の方法というところについては、その議論の中で意見としては出てくるかと思いますが、答申としては、そういったところまで含めて答申をいただく予定には考えておりません。

○川上委員

ここでお話が聞けるかどうかわからないんですけど、どういう諮問をするのか、骨格というのは、先ほど説明があった水準しかないんですか。3つぐらいとか、2つぐらいとか諮問するでしょう。その諮問をするために設置するわけだから、それはあるのではないかと思うけれど、ここで答弁できますかね。

○文化課長

まだ、この委員会が設置できておりませんので、現在のところ、この活用検討委員会の中で協議していただく内容をとしましては、嘉穂劇場のこの地域経済の活性化に寄与する活用の方策について、諮問をする予定に考えております。

○川上委員

ちょうどちょっと私も聞き漏らしかと思ったけど、嘉穂劇場の地域経済と言われたでしょう。地域と経済ですか、地域経済なんですか。

○文化課長

地域経済でございます。

○川上委員

そうすると、地域の文化の振興というキーワードはどこに入るのですか。

○文化課長

この嘉徳劇場につきましては、登録有形文化財ということで、その文化的価値を損なわずということが、その前提となっておりますので、その文化財としての価値というところは、この検討の中に含まれてないということではなく、その前提になっているものでございます。

○川上委員

それはちょっとおかしいのではないですか。嘉徳劇場を地域文化の振興の一つの拠点として、どう生かしていくかというのが、きちんと据わった検討委員会なのかなど。何で文化課が担当するんですか、その諮問だったら。地域経済のと言うのだったら、商工観光課が担当ではないのですか。答弁できますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:28

再 開 13:30

委員会を再開いたします。

○文化課長

今回、この施設の活用検討委員会におきましては、先ほどご説明をいたしました、3つの項目について検討を主にさせていただくということと考えております。まず1点目が、嘉徳劇場の文化的価値を損なわず、地域経済の活性化に寄与する活用方策を検討するというので、これは登録有形文化財としての文化財の価値を損なわない活用の方策ということになっております。2点目としましては、嘉徳劇場とコスモスコモンのすみ分け、活用について検討することということで、文化施設としての活用についてコスモスコモンと嘉徳劇場の活用の方法について検討させていただくということにしております。3点目として、嘉徳劇場を運営することについて、その運営方法についてご意見をいただきたいということで、文化施設としての観点からも検討していくこととしております。

○川上委員

ですから、経済、それからコスモスコモンと嘉徳劇場の役割分担、この中に文化が入るというわけですか。3番目の管理運営に関わることだから。そういう位置づけなんですか、これは。私は、嘉徳劇場の取得について賛成討論をしました。それは、まず地域の文化の振興に大きく貢献できるだろうと。またそれをメインにして全国的あるいは全市的な、精神的な、財政的な支援も呼びかけ、支えてもらうことができるのではないかとということまで発言したと思えますけれど。今のお話だと、文化振興という角度がない。これでいったら文化課が担当する意味はないのではないかとということすら思うわけですね。

それで、委員の構成については、15人ということで先ほど出ましたけれど、公募というのがありました。これは15人のうちどういった方を公募するようにしていますか。

○文化課長

公募の委員につきましては1名で考えておまして、市内在住の方ということで考えております。

○川上委員

ちょっとあり得ない感じがします。予定している男性と女性の比率は、どうなっていますか。

○文化課長

この委員の男女につきましては、まだ委員のほうが決断をしておりますが、女性につきましては40%を超えるようにということで、現在考えております。

○川上委員

それは、委員は決まってないですよ。まだ設置が決まってないから。40%というのは、な

ぜ40%なのですか。

○文化課長

男女共同参画に関する市の方針に基づいて40%以上ということで考えております。

○川上委員

いつかお尋ねしたことがありますけれど、附属機関の席の総数、定員の総数が幾らで、いつまでに4割に到達しないといけないわけでしょう。いろんな団体から選んでみえる方が男性とか、なかなか女性が少ないとか、大変ですよという答弁もありました。今度は15人でしょう。文化の関係でしょう。ここで6割とか、女性を6割とか男性を4割とか、逆転させるくらいの発想でいかなければ、どうかなというふうに思うわけですよ。大体、公募が1名というのはどういうことですか。

○文化課長

今回、この委員会におきましては15名の外部委員を予定しております、公募の委員は1名となっておりますが、そのほか市内の大学生などの若い世代の方、今回、市内大学に在籍をされてる方にも参加をしていただくというふうに考えております。

○川上委員

いや、答弁してもらってないですね。それはいいじゃないですか、14人。先ほど15人多いという話も委員の中からありましたけれど、公募が1名というのはどういうことですか。その方は男性ですか、女性ですか。

○文化課長

公募につきましては、これからの公募となっておりますので、男女については、現在のところは決まっております。

○川上委員

過去に女性枠をつくったことがありますよね。女性枠をつくって、女性が2人で残り2人は自由と、そんなことをしたこともありますよ。

それから、活動のスケジュールなんですけれど、来年度中をめどにと言いながら、一方で改修等の関係があるので2、3年と言うんだけれど、嘉徳劇場についてはどういう感じになるわけですか。やはり2、3年ですか。

○文化課長

先ほどもご答弁をしましており、この活用方策と同時に整備の方針についても検討していく必要がありますことから、その整備・改修に関する検討についても2、3年かかるものと考えております。

○川上委員

先ほど江口委員かな、おっしゃいましたかね。そういう表現ではなかったと思うけど、やはり使っていく中で活用方法を考えていくという方法もあると思うんですね。同感なんです。飾りとは違うから、使っていきながら考えていくと。そう考えると、私たちは当然というふうに思い込んでしまいがちではないかと思うけれど、嘉徳劇場とコスモスコモンの役割分担を考えながらやっていくために、まとめて検討したほうがよいというふうな思い込みがあるのではないかと思うんですよ。やはり嘉徳劇場は嘉徳劇場で検討して、その過程でコスモスコモンの役割も考えていくと。やはり今度のメインは、流れからいって嘉徳劇場なんですから。嘉徳劇場を中心にものを考えていくということではないかなという気がしているんだけど。そういう議論は、皆さんの中ではなかったですか。もうとにかくツインタワーでいく、タワーじゃないけど。ツインコアでいくというような発想、一体としていくという発想ですか。

○文化課長

今回、先ほど答弁させていただきましたが、この活用検討委員会の主な検討の内容は、嘉徳劇場というところが、委員が言われますとおり嘉徳劇場の検討をするということが第一でご

ざいます。その検討する上では、コスモスコモンとのすみ分け、活用の区分についても、その部分については検討を同時にするというので、主な内容は嘉徳劇場の検討ということになっております。

○川上委員

公共交通をどうするかということ、あるいは都市計画変更を決めたいということで、公民館区ごとに説明会をしましたでしょう。かなり意見も出て、そういう法定のというものもあるのかもしれないけれども、市民の意見を市の政策に最大限組み込んでいく、あるいは市民が主役の仕事の仕方をするという形が見えたものだと思うんだけど。今度の検討委員会は、そういうようなことは考えていないですか。

○文化課長

この活用検討委員会の中で、そういった市民の意見をどのように取り入れるかというところにつきましても、検討委員会の中に諮りながら、今後進めてまいりたいと考えております。

○川上委員

この検討委員会は、あなた方の構想で言えば、文化だとか大事な分野を支えて、また生きがいにされている団体個人の中から参加されるという可能性が非常に高く、しかも先ほどおっしゃったように大学生とか言われれば、5年後、10年後という未来性もあるというのはわかる。しかし、公募が1名だとかいうようなことを考慮していくと、同質の世界で決めていくという流れが強まるのではないのかという心配はあります。例えば、体育館検討委員会か、会議録を読みましたが、もう2回目で新築移転建てかえが合意されているわけですよ。このときに、言わば県立体育館をつくりたいみたいなグレードの議論もどんどん出て、会議録を見ればわかるけど、お金のことはどうするのかという意見もありました。そうしたら、お金のこと言っていたら議論ができませんよという反対の意見もあった。それも自由でしょう。その過程の中で、一体、市長あるいは市役所は、どういう考え方かというのを事務局に聞くわけですよ。そうしたら、担当課が事務局をやっていたから、この担当課がすらすらと、市長はこういうことを希望していますということを使うわけですよ、新築移転建てかえ。その理由はということで7つぐらい理由を挙げていきます。直ちにその方向でいこうということになったんですよ、検討委員会。会議録を見ればわかります。同質の傾向を帯びた選定をしていけば立派なものが欲しいですよ。県立体育館レベルですよ。そういうことに、この検討委員会がならないかという心配をするのだけど、なりませんか。

○文化課長

今後、この検討委員会の進め方につきましては、検討委員の中で協議をしてまいりますが、この嘉徳劇場の置かれている現状とか、そういった分析からきちんと丁寧に入りまして、今後進めたいと考えておりますので、そのような方針にはならないというふうに考えております。

○川上委員

事務局はどこがしますか。

○文化課長

事務局は文化課と考えております。

○川上委員

もう同質に同質を重ねていきますよね。先ほど言ったのは、同質に同質を重ねていったその事務局が、体育館のときのときに、当時、健幸・スポーツ課か、そういう事務局がそういう何と言うかな、聞かれたから答えますみたいな態度で市の考え、本当に市長の考え方だったんですかね、課長が発言していくわけですよ。だから、ここを文化課の課長がそういうことはしないのかという心配をしているわけです。聞かれました、答えます、ではそれでいこう、そんなことはないかということ今聞いているんですよ。

○教育部長

貴重なご意見ありがとうございます。先ほどから委員の皆様方からも、いろいろご発言がありました。新しい発想というところを基本にして考えていきたいと考えておりますので、同質のものに同質というところは、全く今のところ方針にはございません。そこら辺はご心配ないようというふうに申し上げたいと思います。

○川上委員

部長、発言ありがとうございます。課長に聞いているわけです。飯塚市は、あるいは市長はどういったものを期待しているのかと聞かれたときに、こういうものですよというふうに、体育館のときのような事務局の立場からの発言というのは、まさかしないよねということを聞いているんですよ。なぜ答弁できないのかな。

○文化課長

私が文化課長ですが、そういうところはしないよというふうに考えております。

○川上委員

なぜしないんですか。なぜしない。

○文化課長

この検討委員会の中でいろいろな発想が出るという、新しい発想を生んでいただくために、そのようなことはしないよというふうに考えております。

○川上委員

私が期待した答弁は原理原則のことなんです。諮問しているのに、市長の部下が出かけて行って、市長の意思とか、そういうものを伝えてどうするのかと。諮問する意味がないでしょう。それを設置する意味がない。だから原理原則あり得ないということをはっきり答弁してもらいたかったけれど、答弁されないということです。上下水道経営審議会、本会議でも質問したことがあるけれど、事務局が非公開でいきましょうと、答申が出るまでと提案して、それが経営審議会の決定になったということがありましたよね。それは今、少し反省しているようだけど。そういうことは、この会議ではないでしょうね。この検討委員会では。

○文化課長

そういうものはありません。

○川上委員

なぜないですか。経営審議会で起こったことは容認されているではないですか。この検討委員会だけそういうことがないという保証は何によって、答弁できますか。

○文化課長

この検討委員会については、全く新しい発想で、委員の方に意見をさせていただくことを考えておまして、そのようなことはないよというふうに考えております。

○川上委員

そのようなことはないのではなくて、しないということですか。

○文化課長

繰り返しの答弁になりますが、この委員会の中で自由な新しい発想をいただくということでそのようなことは考えておりません。

○川上委員

課長ね、ちょっと違う、捉え方が。会議の場で、周りの目を気にせずに、自分たちの仲間内の中で安心してしゃべれるようにするために非公開と考えるわけですよ。自由にしゃべれる、新しい発想でしゃべるためには、あまり人に聞かれないこともあるかもしれない。例えば大型店が進出するでしょう、今度。そこが指定管理も嘉穂劇場とコスモスコモンと両方しましょうとかね。頼んだらどうやろうとかかいうような、なかなか、さっとは言いにくいでしょう。非公開してもらったくらいでもしゃべれるという感じ。だから、あなたが新しい発想で自由に発言できると、さっきのは例え話だからね、というために、ここは公開しないほうがいいだ

ろうとかいう判断したときに、市役所のほうが、事務局のほうが、みんなが自由にしゃべるためには非公開でやっておいほうがいいですよというようなことをしないというのをはっきりさせなければ、今課長がおっしゃった同じ理屈で、企業局がやったわけですからね。実際、会議録を見たら大したことがないですよ。黒く塗っているところも少ないし。でも答申が出るまで非公開というのは、市の情報公開条例第16条違反ですよ。だから、市の側から、これだけ質問しているのに、情報公開条例第16条が出てこないというところに危うさを感じるわけですよ。教育部長、何か答弁することがありますか。

○教育部長

情報公開条例では原則公開というふうになっております。どの部分を公開にする、どの部分を公開しないというのは、実際に委員さんが決まって、その中で、私どもがそういったアドバイスなどをすることはなく、忌憚のない自由な発想、発言を期待する意味で、そういったところは、今後の検討とさせていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、この「議案第109号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（文化施設関係）」について、残念ながら反対せざるを得ません。先ほどから質疑し、答弁もいただきました。ここにはこれだけの大事業をしていくということについての覚悟がない。その上で、この附属機関の設置について、構想に偏りが見られるというふうに思いますので、認めがたいということで反対であります。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第109号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（文化施設関係）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13：57

再 開 14：11

委員会を再開いたします。

次に、「議案第111号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第111号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。議案書の13ページをお願いいたします。

まず、自治体の会計は毎会計年度における施策を網羅して見渡せるよう、御承知のとおり、単一の会計、つまり一般会計として経理することが、財政の健全性を確保する見地から望ましいとされております。本市の学校給食事業につきましては、1市4町合併時より、児童生徒の保護者が負担する学校給食費の全額を賄材料費に充てることを明確にするため、地方自治法第209条第2項の規定により、飯塚市特別会計設置条例を定め、特別会計により予算を編成しております。この受益と負担を初め、特別会計を設けることで、事業・資金ごとの運用状況が

より明確になると考えた経緯がございます。

この特別会計によって、これまで運営してまいりましたが、歳入としての学校給食費が不足する場合でも、給食の提供は100%実施をいたしますので、不足する賄材料費は一般会計から繰り入れての会計としており、また、新型コロナウイルス感染症などの不測の事態による喫食数についても、一般会計が関係してまいります。

このようなことから、当初の考え、意義が薄まってきたこともございまして、単一の会計、一般会計に統合いたしましても、その事業・資金の運営に係る適切な経理が可能であることから、今回の改正案を上程させていただいた次第でございます。

なお、議案書の14ページ、新旧対照表の改正内容につきましては、第4条第7号にあります「飯塚市学校給食事業特別会計 学校給食事業」を削除するものでございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

そうしますと、一般会計になった場合は学校給食費の取り扱いはどういう費目になっていきますか。

○学校給食課長

今のところ一般会計に統合いたしましても学校給食費としてわかりやすいように、科目を設定すべきだというふうに考えてございます。

○川上委員

教育、第10款の中の何番目ぐらいに入りますか。

○学校給食課長

今後、財政課と協議いたしまして、その科目の順番といたしますか、適切な会計ができるような形で考えてまいりたいと思っております。

○川上委員

歳出と歳入と勘違いしていました。だから、学校給食費は入りでしょう。どこで受け入れますかね。さっきの質問はなしとして考えてくださいね。受け入れのほう、歳入のどこに入りますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:16

再開 14:19

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

すみません。まだきちっと財政課とも協議しておりませんが、学校給食費でありましたら負担金及び分担金という科目に入ってくるかと思われま。

○川上委員

そうしたら、例えば賄材料費とかいろいろあるじゃないですか。その歳出のほう、出るほうは、どこに入りますかね。10款でいいと思うけれど。

○学校給食課長

すみません、歳出の科目につきましても財政課と協議を進めていきますが、賄材料費でありましたら、財政科目としては需用費の中に入ってくるかと思われま。

○川上委員

何の中に入ると言いましたか。

○学校給食課長

需用費の中でございます。

○川上委員

目は何になるのですか。

○学校給食課長

目は学校給食費でございます。

○川上委員

例えば、中学校費だったら学校管理費でしょう。それから教育振興費でしょう。次はどうなるのですか。

○学校給食課長

款項目で申し上げますと、10款の教育費、7項の保健体育費、それから、3目学校給食費の中に入ってくると考えられます。すみません、ただいま款項目の番号を申し上げましたけれども、そこはまだ何も決まっておきませんので、教育費の中の保健体育費の中の学校給食費という科目になってくると考えられます。

○川上委員

先ほど、説明によって、これがメリットかなど。今もう学校給食費も無償化を国に要求する時代ですからね。そういったことを考慮すると、一般会計化というのはあるのではないかというふうに思うけれど、そのメリットを明確にしておく必要があると思うんですね。こういうメリット、こういうメリット、こういうメリットというのが挙げられますかね。1番、2番、3番とかいう感じで。

○学校給食課長

今回の提案の理由の部分になるかと思われませんが、まずもって、当初の設置目的の意義などが薄れてきている部分と、それから特に今回提案申し上げますきっかけとなりましたのは、やはり新型コロナウイルス感染症の影響によります食材費等、一部提供できない部分で廃棄処分としている部分もでございます。そういった部分につきましては、本来でありますと学校給食費を充てるものでございますが、そこはやはり一般会計から繰り入れをするというようなことで、給食の安定した運営などができるのではないかという部分では、一つメリットではないかというふうには考えております。

○川上委員

メリットというか、交通整理ということになると思うけれど、学校給食法の理解の解釈において、施設費とか燃料に関わるものについては、自治体が責任を負いましょうと。その他の子どもの口に入るものは親が責任を負うのですよと。それを争いがあるわけでしょう、これについては、解釈に。しかし特別会計で、これが解釈だということで押してくるから、学校給食の半額補助だとか、ましてや無償化とかいうのは、お金がないとかなんとかの前に、法律違反になってしまいますというようなことをずっと答弁されてきた面があるわけですよ。その法解釈が敗北したというところが、今度の一般会計化の本質ではないのですか。薄れてきたとかいう表現は非常に政治的な発言です。大人の発言ですね、悪い大人の発言ですよ。本質は、今言ったところにあるのではないかと思うけれど、そこのところ何か検討したことがありますか、今度の上程に当たって。

○学校給食課長

ただいま質問委員が言われます部分で、検討は行ってございません。

○川上委員

ここを考えなければ、一般会計になっても子どもの口に入っていく食材については、どうもなりませんとかいうような議論になっていきますよ。

それからもう一つはデメリット、こういう措置をとることによってどういうデメリットが生じるとされるか。デメリットが生じると、こういったことが起こり得るなと思えば、防御策

もあわせて対策をとる必要がありますでしょう。その辺は何か検討しましたか、デメリット。キーワード、デメリット、それから防御策。

○学校給食課長

今回の上程に当たりまして、デメリットの部分は、特に思い当たって、またその防御策等を考えてございません。と言いますのが、あくまでも先ほど委員おっしゃいました、学校給食法に基づく給食費の全額は、その材料費に充てられますので、一般会計になっても、その部分が変わらず適正に処理されるというふうに考えております。

○川上委員

デメリットがない制度変更とかないですよ。ですから、やはりきちんとデメリットを考えて、大きい、小さいというものはあるでしょう。それが出ないような防御策をあわせて考えていかないと。

それから先ほど言った学校給食費をどこで引き受けるのか。それから、賄材料費ならそれはどこから出していくのかを、上程して議決をもらおうというときに考えていない、これからです。引っ越し先を決めないで、家を壊すようなことでは、ちょっと子どもたちの給食については無責任ではないかと思うけれど。一遍、議案を撤回して、よく準備して、これなら間違いがないというのを出し直したらどうですか。拙速に過ぎるのではないかと思います、教育長どうですか。

○学校給食課長

ただいま、委員がご指摘の部分で拙速ではないかということではございますが、この部分に関しまして、長年、特別会計で経理してきておりますけれども、やはり提案理由でご説明したとお見直すべきであるというふうに考えてございます。それから、他市の状況も確認いたしますと、公会計でかつ一般会計で経理してある自治体がもうほとんどでございます。県内でも大半が、公会計の中でも大半の自治体が一般会計で経理をしていることも鑑みますと、拙速かというふうなご意見もあるかと思いますが、令和4年度に向けてのご提案ということで、ぜひとも、ご承認いただければというふうに思っております。

○川上委員

この話は11月22日か、22日だ、議会運営委員会で初めて知りましたよ。学校では、こういう話があるのですか。あるいは保護者とはそういう話があるのですか。誰が知っていたのですか、11月22日の段階で。

○学校給食課長

まず保護者と外部の方は存じ上げていません。11月の段階では、この条例改正の議案の起案が10月21日に行っております。11月10日決裁をいたしておりますので、教育部関係の者が承知しているということでございます。

○川上委員

教育委員会、教育委員会会議か、教育委員会会議は、どこかで報告しているのですか。

○学校給食課長

教育委員会会議では、議案の上程について、提案をさせていただいております。

○川上委員

それはいつですか。

○学校給食課長

11月17日でございます。

○川上委員

そこで、教育委員が全員出席だったのかな、どういう意見が出ていますか。

○学校給食課長

教育委員会会議では、特にご意見等はいただいております。

○川上委員

教育委員会会議には、それを議案として出したのですか、報告事項で出したのですか。

○学校給食課長

議案として提案させていただいております。

○川上委員

それは何人出席で、表決はどうだったんですか、採決は。

○学校給食課長

教育委員さん5人で、全会一致ということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第111号」、学校給食特別会計を一般会計化するという条例改正案について、賛成します。賛成の理由は、質問の過程でも述べましたが、学校給食の食育だとか、それから保護者負担について、前向きの変化が起こり得る、起こしやすい環境になると思うからです。全国的なこともあります。

しかし、指摘しておかなければならないこととしては、準備がきちんとされていないのではないかと。メリットをどう生かしていくのか。それからデメリットに目を向けてそれをどう防いでいくのかというような手だてが、あわせてとられる必要があるし、何よりも一般会計というのであれば、費目の変更とかが生じてくるわけですから、それを担当課長だけでできるわけもないわけで、こうしたことができていないということについては拙速さを指摘せざるを得ません。ただ、この拙速さは今からでも挽回できることだろうと思うので、それは大変かもしれませんが、頑張ってもらわなければ仕方がないです。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第111号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第113号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の26ページをお願いいたします。現在、飯塚市立図書館5館においては、潁田図書館を除く市立図書館4館は月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する祝日に当たるときはその翌日）を休館日としておりますが、月曜日が休みとなる企業等で働く市民が図書館を利用できないとのご意見があったことから、平成27年4月1日から、最も利用数の多い飯塚図書館を第3月曜日に開館し、その翌日を休館日として試行的に運営し、利用状況や利用者意見等の把握をしてまいりました。既に試行期間が長期にわたり、第3月曜日の開館について、利用者の認識も定着していることから、飯塚市立図書館条例第5条の一部を改正し、休館日の規定を変更するものでございます。次に、指定管理を行っている3館につきましては、同条において、毎月1回館内整理日に伴う平日の休館日を規定しておりますが、現在は市民サービス向上のため、館内整理を定例休館日に当たる毎月最終月曜日に実施する等の対応を行っており

ます。このことについても図書館の運用に支障がなく、利用者の認識も定着していることから、館内整理日の規定についても改正するものでございます。

また、颯田図書館及び穂波図書館の年末年始の休館日について、現行条例では「12月29日から翌年の1月3日までの日」と規定しておりますが、飯塚館、筑穂館及び颯田図書館の年末年始の休館日についての規定は、「年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日」となっていることから、整合性を図るため、「年末年始」の文言を追加し表記を統一しております。

議案書28ページから29ページの新旧対照表をお願いいたします。第5条第1号において、飯塚市立図書館、飯塚館のことを指します、同条第2号において、筑穂館及び庄内館、同条3号において穂波館、同条第4号において颯田館について、それぞれ規定の上、所要の改正を行ったものでございます。以上、簡単ではございますが、飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例について、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

賛成しようかなと思っておりますけれども、これは声があったということなんですけれども、市の内部ではどういう検討をしてきたのか、お尋ねしたいと思います。

○生涯学習課長

当初、議会のほうからも質疑がございまして、指定管理者との協議が必要とかいうこともありました。この試行をするに至るまでの間、少し時間がかかった経緯がありますけれども、最初に平成24年に市議会のほうからご質問、ご意見を受けまして、その後検討をまたしてきております。27年から試行をする形の中で、なかなか当初、定着がつかないような状況、どっちをとっていいかわからないという状況もありました。そういった中で、時間をかけながら、試行を重ねながら、一定の定着を見た今般、条例改正というふうな形でアンケート結果を検討していったというふうな状況がございまして。

○川上委員

嘉麻市内の図書館との連携、それから桂川町の図書館との連携については、特段、工夫はしてないですか。

○生涯学習課長

現在、広域利用ということで定住自立圏の関係で、嘉麻市と桂川町と連携して取り扱っているところで、サービスを提供しているところでございますが、特段にこの第3月曜日を飯塚館について開館するということについては、嘉麻市、桂川町との協議ということとは特段取り扱っておりません。

○川上委員

協議すべき事項は特にないという感じですか。

○生涯学習課長

特段、協議はしていないのが現状でございますが、一つには、飯塚市の市民の方々が図書館を利用される、この半数程度とちょっとになるんですけれども、飯塚館が利用者数を占めております。そういった中心地的なところにある飯塚館の曜日を変えることで、利用拡大につながるというふうに判断をしているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○江口委員

館内整理日について、もう一度ご案内いただけますか。

○生涯学習課長

重ねてになりますけれども、説明になります、指定管理を行っております飯塚館、それから筑穂館、庄内館につきましては、毎月1回、それぞれ現行条例の新旧対照表のほうで右側の28ページのほうで見ていただきますと、飯塚市立図書館というのが飯塚館のことですが、毎月最終金曜日と1月4日、それから筑穂館については毎月最終木曜日と1月4日、それから庄内館につきましては毎月最終水曜日ということではばらつかせながらの休館ということが、館内整理日で設定をしていたところです。これも指定管理者のほうとも打ち合わせいただきながら、申し出いただきまして、この館内整理日を毎月最終月曜日で実施していくということで調整を整えてこれまでやっております。この実態に合わせながら、今回条例改正を合わせて改正を加えさせていただいているところでございます。

○江口委員

毎月最終月曜日、指定管理者の3館については行うということであると、第5条第1号のAに当たるわけでしょう。月曜日ですよ。これとダブるわけですよ、ダブらないですか。ちょっと説明していただいてもいいですか。ごめんなさい。

○生涯学習課長

基本的には、飯塚館の分が第3月曜日に開館するという形になりますので、最終の月曜日というのが、第4の月曜日になろうかと思えます。今、委員がおっしゃる部分については、あるとしたら2月の月が可能性的にはなくはない、その場合については、また指定管理者のほうと調整させていただいて、館内整理日を設定するような形にはなろうかと思えます。

○江口委員

おおよそ場合は、第4月曜日ぐらい、第4ないし第5月曜日ぐらいになるわけですよ。その場合は、第1号のAの月曜日が休館なので、これとダブりますよね。お話があったのは、館内整理日は、今はもう実際に館としては開けていない最終の月曜日でやっているの、お客様には迷惑かけない。お客様にとってプラスになっているんだよということでしょう。ですよ。ただこういうふうな、それがもう完全に固定するのであれば、館内整理日に関しては、別の書き方をしたほうがいいのかなど思ったりもするんです。この書き方だったら、ある意味、今は最終金曜日、最終木曜日、最終水曜日、要するに月1回と、それと年1月4日が館内整理で休みますよなんだけれど、この書き方だったら、ある意味、教育委員会の承認を得たら、1日ではなくて、2日でも3日でも入れられるわけですよ。だけれども、それが本意ではないわけでしょう。そうしたら、それなりに書き方を工夫されたほうがよかったのかなと思えます。ただ、この解釈に関しては、ここに関しては、何も現状から休館日をふやそうということではないということでもよろしいですよ。

○生涯学習課長

今、委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第113号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○文化課長

「議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）」について、ご説明いたします。議案書の49ページをお願いいたします。「議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提出するものでございます。本件、文化会館大規模改修工事につきましては、契約金額19億7780万円で、株式会社安藤・間九州支店、執行役員支店長 五所久和と契約を締結するものであります。契約の方法は随意契約と記載しておりますが、公募型提案方式により本工事の最適な施工業者を選定いたしましたので、その結果によりまして随意契約を行ったものでございます。

議案書50ページの工事請負議案資料をお願いいたします。工期につきましては、本契約として認められた日から令和5年4月28日までとしております。また、予定価格20億8230万円に対して、見積金額が19億7780万円、請負比率は94.98%となっております。

次ページから、資料としまして、工事概要、付近見取図、改修範囲及び改修内容を記載した平面図を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

約20億円の随意契約ということになるのですけれど、これを公募型プロポーザル、提案型でいこうと決めたのは、いつどこでなのかお尋ねします。

○文化課長

飯塚市文化会館コスモスコモンの大規模改修工事の発注方法につきましては、令和3年7月20日に決定をしております。

○川上委員

どこで決めたのですか。その20日というのは何の日ですか。

○文化課長

発注方法に関する決裁の日付となっております。

○川上委員

それは市長の決裁の日という意味でしょう。起案はいつですか。

○文化課長

起案につきましては、令和3年7月12日となっております。

○川上委員

起案は、何に基づいて起案しているのですか。

○文化課長

今回の大規模改修工事につきましては、飯塚市文化会館改修計画に基づきまして実施をするものでありまして、今回のこの発注方法につきましては、契約課、建築課と協議を行い、この発注方法にすることが望ましいということで、決裁のほうをとっております。

○川上委員

今、課長がおっしゃった決裁というのは7月20日の決裁のことを言っているのですか。私の質問は、7月12日に起案したと言うから、当然、文化課のほうの起案だろうと思っておりますけれど。だからそうであれば、その起案は何に基づいてしたのかということを知りたいんですよ。

○文化課長

先ほどご説明をしました議案につきましては、文化課において、令和3年7月12日に起案を行い、7月20日に決裁のほうをいただいた決裁の内容となっておりますが、この経過とし

まして建築課、契約課とその決裁前に協議を行い、決裁をしたものでございます。

○川上委員

今、建築課、契約課とおっしゃったのは、7月12日から20日までの間のことをおっしゃっているんですか。それとも7月12日以前のことをおっしゃっているんですか。

○文化課長

この起案の前でございます。

○川上委員

それは課長が、それぞれの課長と個別に会って検討したのですか。それとも一堂に介する場面があったのですか。

○文化課長

文化課、建築課、契約課、一堂に介しての協議となっております。

○川上委員

それはどういうメンバーですか。課長級だけですか。

○文化課長

この協議につきましては、2回事前にしてございまして、まず第1回目が令和3年4月20日に協議を行いまして、文化課長、文化振興係長、契約課長、建築課長、建築課長補佐、係長となっております。2回目につきましては、令和3年6月23日に実施をございまして、文化課長、文化振興係長、契約課長、契約課長補佐、建築課長、建築課長補佐、係長となっております。

○川上委員

3課の幹部の会議を2回したというんですね、4月20日と6月23日。議論の仕方としては、どういう議論の仕方をしたんですかね。プロポーザルでいきたいけれど、どうだろうかという議論をしたんですか。それとも分離分割でいこうと考えるけれどどうだろうかというような議論をしたんですかね。

○文化課長

この会議の中では、どういった方法が今回の契約に適しているかということの視点から検討を行っております。

○川上委員

どういった方法でやろうかという、フリーハンドから始まったんですか。分離分割からいこうとか、プロポーザルでいこうとかいうようなことはなかったのですか。

○文化課長

今回のこの発注方法の検討につきましては、どの方向からということが前提ではなく、全て白紙の状態から積み上げた結果となっております。

○川上委員

そうすると4月20日、6月23日、2回やったんだけど、この2回3者協議をしたんだけど、そこではどういう方式でいくかというのは決まらなかったということですかね。決めていないということですかね。

○文化課長

2回の協議を経たところで、7月12日の起案につながったものでございます。

○川上委員

つながっていったということはわかりました。どのようにつながったかなんですね。契約課長と建築課長の立場はどういう立場になるのでしょうか。文化課長に対するアドバイスをするという立場なのですか。3人で話し合っただけという立場なのですか、この協議というのは。主催は誰なのですか。

○文化課長

この文化会館改修工事につきましては、文化課が所管しておりますので、文化課のほうから、建築課や契約課のほうにご相談をしまして、この方法としたものでございます。

○川上委員

4月20日は、どういう意見を聞きましたか。契約課長及び建築課長から。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:02

再 開 15:14

委員会を再開いたします。

○文化課長

4月20日の協議におきましては、まず文化課より、この大規模改修工事の概要のほうを説明しまして、文化課としましては、この文化会館が休館をしての工事となりますので、その工期を厳守していただく方法について、建築課のほうにその施工の方法と、契約課につきましては、そういった工期厳守につながる契約の方法について協議を行ったところでございます。

○川上委員

そのほかはないですか、4月20日。

○文化課長

4月20日の協議内容については、その内容について協議を行っております。

○川上委員

建築課はどういう返事をしましたか。

○文化課長

4月20日においては、その時点では具体的な、明確なお話というのはなかったというふうに考えております。で2回目の6月23日までに、それぞれ契約課、建築課、この協議内容を持ち帰っていただいて、改めて協議をその時点で行ったものでございます。

○川上委員

4月20日に所管課が相談したというのは、工期厳守をどうしたらいいだろうかという、どうしたら工期を厳守できるだろうかということだけだったのですか。

○文化課長

一番、文化課として目指しておりますのは、大規模改修工事後にスムーズに文化会館の使用ができるようにということが、第一の重要な課題となっておりますので、その点が第一でございました。また、この今回の改修工事の中では、文化会館ということで、ホールなどでの音響性能とか、そういったものを現状維持するような工事となるように進めていただきたいと思いますというふうに考えておりました。

○川上委員

あと、空調もあったのではないのですか。

○文化課長

今回の工事の中では空調につきましても、これまでも改修は行ってきておりましたが、全ての空調について改修はできておりませんでしたので、今回の改修の中で空調についても行うこととしておりました。

○川上委員

もう一つくらい、大事なことがあったのではないですか。

○文化課長

今回の大規模改修工事におきましては、特定天井の耐震改修、それとあわせて、先ほどの空調設備の改修もございましたが、そのほか照明のLED化や、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点からトイレの洋式化、またエレベーターの更新など、さまざまな工事を今回

の中で行ったものでございます。

○川上委員

それを4月20日の日に建築課と契約課と、こういうことを考えています、しないといけないのですけれど、それにしても工期厳守が一番ですよというような話をしたわけですか。

○文化課長

この文化会館について、休館期間をなるべく短くということを考えておりましたので、工期を厳守するところを一番に考えておりました。

○川上委員

そして2カ月後の6月23日、これは6月定例会が終わった直後ぐらいですか。よくわからない。このときは、今、3つ、4つ言われましたけれど、4月20日は聞いて帰っただけなのですかね、契約課と建築課は。2カ月後、見解を文化課に示したということなのですかね。

○文化課長

この第2回目の会議までの間も、それぞれとは協議を行いながら、調整を行いながら、第2回目を開催したものでございます。

○川上委員

それぞれとということになると、4月20日の後、6月23日までの間に文化課と契約課、文化課と建築課でそれぞれ契約を複数回やったということですか。

○文化課長

この工事の内容などについての確認などを行っております。

○川上委員

契約課と何回ぐらい、その間に話をしたのですか。

○文化課長

具体的には、契約課とは何回したというところの記憶はちょっと残っておりません。

○川上委員

契約課と話はしたんでしょう。4月20日と6月23日の間に。

○文化課長

契約課との協議というか、調整のほうは、打ち合わせのほうはさせていただいたと思いますが、具体的に何回というところは、ちょっと記憶に残っておりません。

○川上委員

建築課とは話すでしょう。契約課と何の必要があったのですか。4月20日から6月23日の間に。今のニュアンスだと複数回会っていますけれど、何の必要があったのですか、契約課と。

○文化課長

このご説明をした後の進捗の状況などを確認したと思われま。

○川上委員

課長が契約課長と協議したわけではないのですか。部下がしたのですか。

○文化課長

課長が協議をしております。担当というよりも課長が進捗など、お話をしたと思っております。

○川上委員

あなたが言う課長というのは、自分のことでしょうか。相手も課長ですか。相手も契約課長。課長同士、そのときは一対一で話したのですか。

○文化課長

課長同士でお話をしたと思えます。

○川上委員

何回か覚えてないと言うけれど、何の話があったのですか、契約課長と。4月20日と6月23日の間、2人だけで。

○文化課長

契約の方法でどういった方法があるのかというところの、この進捗のお話をしたということですか。

○川上委員

契約課長がどういうふうに言ってくれましたか、一対一のときに。

○文化課長

総合評価の入札の方式とか、いろいろな、こういう提案方式とか、さまざまな方式があるというようなお話をしております。

○川上委員

さまざまというのは何ですかね。指名競争入札総合評価方式のことですか、一つは。総合評価というのは。それと提案方式と言われましたか。それは公募型プロポーザル方式のことなんでしょうか。ほかに、さまざまといった場合は何があったのですか。

○文化課長

すみません。総合評価方式と公募提案型の方式ということでございます。

○委員長

川上委員、ちょっとお伝えしたいのですが、工事請負契約の議案の審査は落札した業者と契約を締結することが適当か否かが審査の中心となりますので、できたら質疑の趣旨をまず明確にさせていただいて、今、細かくちょっととなっておりますので、ちょっと明確にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

あまり種明しをすると質問が生きてこない場合が多いので。しかし、委員長がそのようにおっしゃるので、あえて言いますけれど、きょうの議案は公募型プロポーザル提案方式によって業者選考し、その相手との契約行為の承認を求める議案なんですね。公募型プロポーザルというのが行われる場合は、本市の場合はガイドラインがあります。ガイドラインに沿った流れの中で、このプロポーザルをやるということがまず採用されたかどうか。それからガイドラインに沿ってどのように行われたかというのを確認しなければならないと思うのです。20億円ですからね。そういうことで、今、所管課の課長が、7月20日、プロポーザルでいきたいという起案をするに至る経過の中に、不正常的なことがないということを今、確認していつているわけですか。よろしいでしょうか。

それでさまざまおっしゃったんだけど、実はさまざまではないということを今、言い直したのですかね。

○文化課長

そのとおりでございます。

○川上委員

すると、契約課長から、あなたは一対一で先ほどの方式が2つありますというふうに話を聞いたわけですね。それは所管課で共有されていますか。

○文化課長

文化課の中で共有をしております。

○川上委員

そうすると、契約課長と2人だけでここで会って、この話をした。ここでこういう話を聞いたというのは、紙になって共有されたのですか。あるいは、パソコン上の情報で共有したかわかりませんが、そういう共有の仕方をしたのですか。

○文化課長

共有につきましては、口頭で行っております。

○川上委員

それはどういう場面で共有したのですか。

○文化課長

職場に、執務室のほうに戻りまして、口頭で話しております。

○川上委員

それは、相手は誰ですか。

○文化課長

文化振興係長でございます。

○川上委員

その都度、そういうふうに係長に報告しているわけですか。報告と言うかわかりませんが。

○文化課長

そういった進捗などの話は、その都度しております。

○川上委員

すると、あなたの口頭でも、係長が記録を取りますね。取っていないのですか。

○文化課長

文化振興係のほうで記録はとっておりません。

○川上委員

契約課のほうで取っていますかね。契約課長は、文化課長にこういうアドバイスをしました。それは契約課では、みんな知っていることなのですか。契約課長自身しか知らないとか、それはわかりますか。お互いに2人で話したことは、どこまで情報共有をそれぞれの課でしようかという話とかはしていないのですか。

○文化課長

それぞれの課でどういうふうに情報共有しようということは、打ち合わせはしておりません。

○川上委員

そうすると、戻りますけれど文化課内で情報共有したというのは課長と係長の2人だけの情報共有ということですか。

○文化課長

この大規模改修につきましては、文化振興係長が中心になって進めておりますので、係長までということになっております。

○川上委員

お互いに係長と一緒に、つまり2対2で、複数で会おうという判断はないのですか、そういう場合、普通。

○文化課長

この進捗の話につきましては、契約課長と別室に行って話すとかいうことではなく、廊下のところで会ったときに立ち話をしたりとかいうことですので、係長と2人でというところでは行っておりませんでした。

○川上委員

廊下での立ち話を係長に報告したわけですか。それがあなたが言う4月20日から6月23日まで契約課長と協議をしたという姿なのですね。そういうことで間違いはないですか、そういう理解で。

○文化課長

そのとおり、廊下などで会ったときに、そういったお話等をしたことを持ち帰って説明をしております。

○川上委員

6月23日、先ほど言ったようなメンバーの集まりがありました。そのときは何が協議の議題になって、進展があったのでしょうか、4月20日以降。なかったですか。

○文化課長

今回、発注をした方法について、どういったことでこの方法をとったほうがいいのかというところを6月23日に話をしております。

○川上委員

今、おっしゃったこの方法というのは、何の方法なのですか。この方法とは。

○文化課長

この公募型提案方式を採用すること、そして今回の工事について一括発注方式によって契約をすることについて協議を行っております。

○川上委員

この協議をするというのは、文化課長が3者集まったときに、この協議をするという、公募型プロポーザル一括でいくよという協議をしてくださいというのは、そういう提起は文化課長がしたのですか。

○文化課長

3者で協議をした結果、この方式ということに至っております。

○川上委員

そうではなくて、さっきの話だと、繰り返すと時間がかかるからあれですけど、4月20日に3者で会ってどうしようかなど。わかりましたと。廊下で契約課長とあなたの話をした。そのとき契約課長は2つの方法がありますよというようなことを言ったという趣旨でしょう。6月23日になったらあなたが2つのうちの1つを、3者協議の場に持ち込んだのかということ聞いたんですよ。

○文化課長

この協議の中では、3者で協議をした結果、そういった方式が望ましいということで判断したもので、どの方法ということで持ち込んだということをごさいます。

○川上委員

わかりました。そうすると所管課は文化課だからですね。この中で決まるということはないでしょう、3者協議で。決まるのですか。

○文化課長

この方法につきましては、3者で協議を行いまして、この方法が望ましいということで判断いたしまして、それを最終的には決裁をいただいておりますが、それまでの間には部長や副市長などと協議をしながら、最終的には決裁ということで方針のほうを決定いただいております。

○川上委員

7月12日以降の話を今されているわけですよ。6月23日は、所管課の責任者が契約課と建築課の幹部と、3者協議と言うけれど、意見を聞いたということなんでしょう。そこは機関ではないから、そこは。決める場ではないでしょう、普通。確認するとかいう場でもないでしょう。所管課の課長が関係の課長からご意見を伺ったという場ではないのですか。だから決めるのはあなたではないのですか。所管課の課長が。心に決めるという意味ですよ。課長としての意思を決めるのは。そうではなさそう。この3者の会議というのはプロポーザルの流れの中には、どういうふうに位置づけられていますか。飯塚市のプロポーザル方式に関するガイドライン、この中にあるんですか、この所管課と契約課、所管課と契約課及び公共工事の場合だったら建築課もかもしれませんね。そういう所管課と契約課、その他の課長の会議というのは、そのガイドラインの流れの中に、どこにあるのですか。

○文化課長

プロポーザルのガイドラインの中では、実施する業務の内容が、性質や目的、価値などに鑑み競争入札に適さないと認める場合の業務委託、この場合は委託になっておりますが、について、その所管課がプロポーザル方式によって受託候補者を特定しようとする場合に手続を行うということになっておりますので、今回につきましても、この工期を厳守した中で工事を実施したいということで、建築課、契約課と協議をした中で、その方式が一番最適であるというふうに判断をして、このガイドラインの前提として判断をして取り組んだものでございます。

○川上委員

飯塚市のガイドラインの場合は、プロポーザル方式でいくのか、いかないのかについては、どこで決めることになっておりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 46

再 開 15 : 50

委員会を再開いたします。

○文化課長

この市のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインの中では、プロポーザル方式の実施について、どこで決定するということは定めはありません。ただ、今回の発注工事については、金額も大きいことから、部長や副市長などと相談しながら、その方法については決定をしております。

○川上委員

金額が多いので、部長や誰と言われましたかね。

○文化課長

部長や副市長などと相談をしながら決定をしております。

○川上委員

部長というのは、教育部長のことですか。都市建設部長、総務部長、全部。

○文化課長

教育部長でございます。

○川上委員

副市長は久世副市長ですか。

○文化課長

そのとおりでございます。

○川上委員

7月12日以前に教育部長と協議をしましたか。

○文化課長

この発注方法についての起案を行いましたのが7月12日でございますので、その以前に相談をしております。

○川上委員

何の相談をしましたか。

○文化課長

この発注方法について、この方法が望ましいということを判断しましたので、3者が協議した中で、この発注方法が望ましいという判断に至りましたので、その方式を採用することについて、教育部長のほうにご相談をしております。

○川上委員

教育部長は何と言われたのですか。

○教育部長

発注の方式につきまして、最も重要視するのは、やはり工期であるということが一つ。それから、少しでも値段が下がるように考えておりますということで、その2点を主に説明を受けまして、それを実現するためには請負業者の意見をよく聞いて、実行可能かどうかというのを検証するために、このプロポーザル方式がいいというふうに説明を受けました。

○川上委員

私は、そのように報告したと課長が言うから、部長は、では何と答えたのかということを知りたいんです。教育部長は、こう説明を聞きましたということだから、それを聞いて大体、所管課の課長に聞いているわけです。部長は何と答えたかと聞いている。

○教育部長

それでいこうということで決めました。

○川上委員

もう一回ちょっと言ってください。それでいこうと決めましたですか。

○教育部長

申しわけございません。決めましたではなくて、その方針で副市長に相談しようということで話をいたしました。

○川上委員

さっき、部長、副市長と言われたので、部長は教育部長だけですか。

○文化課長

この方式を決めていくに当たりまして、お話をしたのは教育部長のみでございます。

○川上委員

副市長にも相談したと言いましたね。どういう場面で副市長と教育委員会の所管課の課長が相談をしたのですか。

○教育部長

文化課長を伴いまして、副市長室まで出向きまして、同様の内容を相談しております。

○川上委員

それは7月12日以前なのですか。何度も行ったかもわからないけど。

○文化課長

7月12日以前でございます。

○川上委員

副市長のところに、教育部長と文化課長と2人で行ったわけですか。そしてプロポーザルでいきたいと。副市長は何と答えたのですか。

○文化課長

この方法につきましてご説明をいたしまして、その方法で進めていこうということで、お話をいただいております。

○川上委員

市長とは相談を、7月12日以前は直接はしてないのですか。

○文化課長

7月12日以前にはしておりません。

○川上委員

副市長は業者選考委員会の責任者という立場もあるんですよね。それで7月12日付で、所管課の課長がプロポーザル方式でいきたいという起案をするわけですかね。それだけの起案なのですか。その決裁を求めた中身というのは。

○文化課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

これは20億円ですからね。今となつては20億円なんだけれど、そのときは20億円とわからないんでしょう。

○文化課長

この決裁をいただいた時点では、金額のほうを積算したものは添付しておりません。

○川上委員

7月12日に起案して、プロポーザルでいこうという決裁が出たのが7月20日か。1週間ですね。この過程は、本市のガイドラインの流れのとおりだというふうにお考えですか。

○文化課長

この発注方法の決裁については、ガイドラインと相違があるものではないと考えております。

○川上委員

それを裏づける、ルール違反ではないということ裏づける、逆に言えば当然のあるべき仕事をしたということ裏づける資料というのは、何が残っていますかね。

○文化課長

この発注方法を決定する際の起案文書ではないかと思えます。

○川上委員

それだけだということですね。4月20日から、るる聞いてきましたけれど、1枚の紙もない、データもないということ、今おっしゃっているのですかね。

○文化課長

途中協議をした内容についての文書は残っておりません。

○川上委員

総括的に言うと、7月12日までの行為が本当にあったのか。あったとすれば、それは妥当な内容だったのかということは検証できないということになります。それで、7月20日の起案文書はいずれ明らかにできますけれど、その後、実際の仕様書、実施要領をつくるでしょう、所管課で。それは、どういう内容になっていましたかね。いつつくったかもあわせてお尋ねします。

○文化課長

この提案方式を採用するという決裁の後、実施要領について、これまでのその他の事例を参考に様式のほうを作成をいたしまして、令和3年8月2日起案で作成を進めております。

○川上委員

実施要領は、いつ決裁をしましたか。起案が8月2日でしょう。

○文化課長

この選定委員会を、この募集要領で実施してよいかを8月5日に決裁をいただいております。

○川上委員

その実施要領の中に、選定委員を何人にするだとか、配点とかを決めているでしょう。持ち点を。それはどうなっていますか。

○文化課長

選定委員につきましては、文化会館大規模改修工事公募型提案事業者審査委員会において審査を行うということにしておりまして、その配点、提案の配点につきましては、実績・体制評価について4項目、技術提案評価について5項目、意欲評価について1項目、価格評価について1項目ということに配点をしておりまして、それぞれの配点を合計しまして100点ということで配点をしております。

○川上委員

1項目ごとに、何といふかな、1項目ごとの配点といふか、持ち点といふか、それはどうなっていますか。

○文化課長

まず、実績・体制評価の中の参加者の工事实績について10点。環境マネジメントシステム体制について5点。監理技術者の業務実績について5点。主任技術者の業務実績について10点としております。次に、技術提案評価の中の工期を厳守するための施工計画の提案について20点。安全対策の提案について10点。地域経済への貢献について10点。施工段階の品質管理体制の提案について5点。リスク管理について10点。意欲評価、本整備事業に対する理解度、積極度について5点。価格評価、見積金額内訳書に記載された金額（提案価格）について10点としておりました。

○川上委員

ちょっと先回りするけれど、メンバーは何人ですか。

○文化課長

事業者審査委員会につきましては、5名となっております。

○川上委員

どういった方々で構成していますか。

○文化課長

構成としましては、教育部長、行政経営部長、都市建設部次長、教育部文化課長、都市建設部建築課長となっております。

○川上委員

4人目は誰と言いましたかね。

○文化課長

教育部文化課長でございます。

○川上委員

ご自身ですよ。この5人の中で、所属部長、課長、職員ということになってきたら、誰になりますか。

○文化課長

教育部長と教育部文化課長になっております。

○川上委員

全員職員で、所管の部長、それから所管課長が入っているわけですね。ガイドラインでは、どうなっていますか。制限規定があるでしょう。

○文化課長

審査員の設置につきまして、審査委員会は、委員5人以上で組織する。また、委員は所管部長、所管課長及び所管課職員が構成の2分の1以上となつてはならないものとするとなっております。

○川上委員

今回の場合は、それには抵触しないと判断しますか。

○文化課長

その部分については、抵触しないものと考えております。

○川上委員

教育部長が入るのはなぜですか、この中に。

○文化課長

この飯塚市文化会館の所管が文化課であるためです。

○川上委員

文化課長が入るのも同じ理由ですか。所管課長ですよ。

○文化課長

同様だと考えております。

○川上委員

配点の基準があるじゃないですか、4項目で、ずっと答弁された。これ、あなた方は全くわからないでしょう。所管の部長、所管の課長、何かわかりますか、この観点で。提案があったときに。

○文化課長

この選定委員につきましては、業務の内容や行政手続などを十分に把握した、この文化会館大規模改修工事に密接な関係のある部次長、課長で審査を行っておりまして、その観点から適正な審査が行われたものと考えております。また、この審査におきましてはヒアリング、技術提案のヒアリングを行った後にディスカッションを行うなど、適正な評価ができるように取り組んだものでございます。

○川上委員

わからないでしょう、このメンバーでは。わかりますか。そして答弁にあったけれど、密接なポジションにおるからだと言われたけれど、1つはわからない。密接なだけが残る。こういうことで審査されたんですよ。それができるように配点もできているではないですか。工期厳守のところ配点が20点でしょう。この配点、持ち点というか、これは文化課長が決めたのでしょうか。文化課長が決めたのでしょうか。違うんですか。

○文化課長

この実施に当たりまして、各委員に決裁をいただいております、その中で確認をしながら策定をしたものでございます。

○川上委員

所管課長が実施要領を作成し、そして審査委員会で確認するということになっているでしょう。だから審査委員会がつくるわけではないんです。所管課長がつくるわけ、ガイドラインは。でも実際は、そうっていないわけですね。審査委員会で作ったと言ったでしょう。所管課がつくって審査委員会で確認する。審査委員会がつくるわけではないんです。ところが、今の話だと審査委員会がつくっているよね。あなたが提案したことが、修正されたりしたことがないですか、事前に。あなたがつくった配点表。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:17

再 開 16:29

委員会を再開いたします。

○文化課長

今回のこの提案方式を採用する中で、一番重要な項目ということで、工期を遵守するための施工計画の提案について20点という配点にしたところでございました。また、ご質問のこの配点について審査委員会の中で変更があったかということですが、変更はございませんでした。

○川上委員

審査委員会の中で変更があったかということではなくて、あなたがつくるときに修正があったかという趣旨で聞いたんです。どこかからか。あなたが、これは何を参考にしてつくったかわからないけれど、あなたがつくったときに、こうしたらどうかというアドバイスはなかったかということ聞いたつもりだったんですけど、なかったですか。

○文化課長

この配点の中で、そういったアドバイスをどこからということはございませんでした。

○川上委員

何を参考にこれをつくりましたか。

○文化課長

これまで市で行われましたプロポーザルなどを参考に、この配点表の部分についてはしております。その中で、実績・体制評価や技術提案評価、あとは価格評価などの割合を決めて、その中で、技術提案評価の中で、この部分、工期を厳守するための施工計画の部分について厚く評価するために、配点をふやしたものでございます。

○川上委員

文化会館を扱うというのは、初めてなんですよ、もちろん。大規模改修ですね。本市のほかのプロポーザルを参考にしたということですか。本市のプロポーザルの配点を参考にしたのですか。

○文化課長

この実績・体制とか技術提案、金額の評価などについては、割合については、これまで私、幸袋一貫校などのプロポーザルも実施しておりまして、そういったところの割合なども参考に検討しております。

○川上委員

何十年も前の、その当時の方式でしかできないような難しい、大体それをできる業者がいるだろうかというような工事もあるわけですよ。それと幸袋小中一貫校。ほかに参考にしたところはありますか、配点で。

○文化課長

市の実績の中とか、それ以外、インターネット等でもほかの事例とか、そういったものをいろいろ参考にしておりましたので、これがというところではございません。

○川上委員

そしたら、ものすごい重圧だったと思うんですよ。この配点を考えるの。この配点で、あなたを含めた5人が了解したということなんですよ。これは持ち点100なんだけれど、全部つけていって、もう80点で終わってしまったとかいう場合でもいいんですかね。

○文化課長

今回の審査においては、参加者の工事实績の評価や監理技術者の実績などで、事務局のほうで配点を行う部分もございしますが、それ以外の部分については、この審査委員の中で、全ての項目について審査を行っておりますので、その中で、80点以上とったから、もうそれ以外の項目は審査をしなくてよいというようなことは行っておりません。

○川上委員

プレゼンテーションはいつしたのですか。

○文化課長

プレゼンテーションは、令和3年11月5日でございます。

○川上委員

そのときの模様をちょっと聞かせてもらっていいですか。

○文化課長

11月5日の流れにつきましては、まず提案者入室前に、審査委員での審査に向けての打ち合わせを行いまして、その後、提案者に入室をしていただいて、事前準備の後に提案を、プレゼンテーションを、技術提案書に沿って説明をしていただきました。その後、ヒアリング、質疑応答の時間を設けておりましたので、各委員から質疑を行っていただいた後、提案者には退出をしていただきまして、審査の前に、まずディスカッションを審査員で行っていただきまして審査に移り、審査結果を、集計結果を決定し、審査委員会として、この提案者を受託候補者とするように決定しております。

○川上委員

プレゼンテーションが終わって、ヒアリングがあって、退席、退場するのでしょうか。その後、審査委員がディスカッションしたわけですか。ディスカッションしたのですか。

○文化課長

このヒアリングの中で技術提案の内容などについて、不明な点がなかったかということで、ディスカッションの時間を設けましたが、特段、その中では議論は行われておりません。

○川上委員

ディスカッションの時間をとるとというのは、どういう趣旨ですか。実施要領の中にそれを入れておったのですか。

○文化課長

実施要領ということではございませんが、この選定審査要領の中で、2次審査の際には、審査委員会によって委員によるディスカッションの場を設け、提案に対する意見交換を行うということで、それに沿ってその時間を設けたものでございます。

○川上委員

提案に関する何て言われましたか。意見交換。

○文化課長

提案に対する意見交換を行うということでございます。

○川上委員

実際はやっていないのでしょうか。ディスカッションしていないと言うぐらいだから。したのですか。

○文化課長

その時間ということで設けておりましたが、特段、意見が出なかったということでございます。

○川上委員

なかったということですね。それで、点数はいつ、どのように付けたのですか。

○文化課長

点数につきましては、そのディスカッションの時間を設けた後に、点数のほうを各委員で付けております。

○川上委員

結果の確認は、どういうふうにしたのですかね。誰が開くのですか。

○文化課長

審査の結果につきましては、文化振興係長が取りまとめを行いまして、集計しまして、その集計結果を印刷をして、作成をしております。

○川上委員

その結果をちょっとここで教えてください。各配点の得点ごととトータルと。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:43

再 開 16:52

委員会を再開いたします。

○文化課長

審査の結果につきましては、実施要領におきまして、総得点について公表をすることとしておりまして、また、審査委員会での審査の内容として各委員の採点については非公開ということにしておりますので、項目ごとの点数については非公開とさせていただきます。

○川上委員

それは、皆さんの内部事情でしょう。ここは、もう議案上程しているんですよ。この会社と、三百何点とったのかな。当選しておるので、ここと契約しますという内容なんですよ。審査員一人一人の個票というか、個別配点を聞いているのではないですよ。配点があるじゃないで

すか。4項目ごとの。当選者のそれを聞いているんですよ。あなた方が内部的に非公開にしているということと、議会がそのルールに従うというのはちょっと違うのではないですか。何の問題がありますか。実施要領上のあなた方の内部の事情ですよ。こちらは議会のほうは、20億円の出費が妥当かどうかについてチェックする責任を市民から与えられているわけですから、出してもらわなければ困る。出してくださいよ。

○文化課長

個別の審査の項目ごとの採点につきましては、この提案者の技術に関する部分でございますので、その提案者に、この公表について相談をしまして、了承をいただかないことには公表ができないのではないかとというふうに考えております。

○川上委員

ちょっと連絡とってください。371点の内訳だから。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:56

再 開 17:24

委員会を再開いたします。

○文化課長

この採点の内容につきましては、大きく分けまして実績・体制、技術提案、意欲、価格――

一。
申しわけありません。まず初めに先ほどの答弁の中で、個別の評価の項目については、提案者に確認をしまして公表しますということで答弁しておりましたが、こちらのほうを取り下げをさせていただきまして、改めまして答弁のほうさせていただきます。申しわけありません。

まず、今回の評価につきましては、実績・体制、技術提案、意欲、価格と大きく分類をしまして、4項目について評価をしております。まず、実績・体制につきましては、配点が、5人の委員合計であります。150点の配点中95点でございます。続きまして技術提案の項目につきましては275点に対しまして234点でございます。次に、意欲につきましては25点中22点。価格につきましては50点中20点という評価の内訳となっております。

○川上委員

それはわかりましたけれど、私が着目しているのは工期の厳守にかかわる配点20点がどうかということなんですね。それは出せないですか、やっぱり。

○文化課長

個別の項目に関する技術提案に対する評価の項目については、個別に本市としては公表しないものとしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）」について、反対の立場で討論いたします。本市のプロポーザルガイドラインにおいては、公正性、透明性、それから客観性について担保要件が要求されています。るるお尋ねしてきましたけれど、この3点、3つの要素について信頼が置けない答弁がありました。まず、プロポーザルを所管課長が決意して起案するまでの間に、契約課長、建築課長を含めた3者協議を行ったり、あるいは個別に、廊下と言いましたけれど、そういうような協議をしたり、また起案前に教育部長と相談し、さらに教育部長と文化課長、所管課長が副市長のところに行って事前了解を得るといふようなこ

とがあったと答弁がありました。その一方で、これらについては、一切証拠がないという答弁がありました。これが納得できない1です。

それから納得できない2は、審査委員会5人の中に所管の部長と課長がそろって入っていると。密接だからというふうに言うわけだけれど、密接だと困るでしょう。自分が起案して自分が選定に入っていくわけですよ。そこで配点もつくり、配点も確認していくと。そして自分たちが採点していくわけですから、そういう意味では先ほど言った3つの要素が担保できたかという点で言えば疑念は残ると。

それから3点目は、最初から最後まで工期だと言われるのだけれど、工期の厳守と言われるのだけれど、この視点がまともかという問題があります。本市のこれまで大型箱物をやるときは、ずっと追い立てられるようにやってきました。南アフリカ共和国から選手が来るから大急ぎで間に合うのかと。早くするためには、DBOしかないとかね。いろいろだまされてきましたよ。今回においても、とにかく工期だと言って追い立てられるように市民に20億円出してくださいというふうにも受け止められます。この工期の設定についても、そもそもが不透明感があるわけです。よって、私は文化会館の大規模改修が必要なこと、それに一定規模の財政出動が必要なことは認めるのだけれど、このようなやり方で本当にやって良いのかと。こういうことであれば指名競争入札のほうが、よっぽど透明性もあるし、そして工事に対する品質確保の信頼性もあるのではないかというふうに思うくらいです。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第122号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生活支援課長

「議案第122号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」について、ご説明いたします。追加提案分と表示しております令和3年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で既定の予算総額に11億8069万6千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を835億5408万7千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず歳入の国庫支出金につきましては、今回の補正に係る歳出予算に計上する事業費は、いずれも国の制度に基づく事業でございますので、歳出予算と同額を計上いたしております。

次に歳出でございますが、民生費、社会福祉総務費の黒丸、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業では、当該制度の延長に伴い、1億2787万1千円を追加するものでございます。今回の制度変更に伴い、緊急小口資金等を借り終えた世帯に対する給付の申請受付期間が、令和4年3月31日まで延長となり、初回の自立支援金の受給が終了した世帯に対する再給付が拡充され、令和4年1月以降は、給付対象者に社会福祉協議会の緊急小口資金貸付及び総合支援資金貸付の初回貸し付けを借り終わった世帯が加えられました。また、求職活動要件につきましては、ハローワーク以外の公的職業相談窓口での面接等でもいと要件が緩和されております。なお、年度内に事業が完了いたしませんので、繰越明許費を設定しております。

○子育て支援課長

5 ページをお願いいたします。児童福祉総務費の子育て世帯等臨時特別支援事業費では、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する児童手当受給の所得要件を満たす者に対し、年内に支払うこととされている5万円の先行給付金に係る経費10億5019万8千円を追加するものでございます。6 ページ以降に、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表を添付いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

生活困窮者自立支援事業費についてお尋ねをいたします。対象者については説明もありましたし、資料もありますけれども、具体的にはどのくらいの方の人数の方に通知をするのか、お尋ねします。

○生活支援課長

資料の中にあります概要書の中に記載しております対象世帯を552世帯と想定しております。今回の補正の世帯数の見込みにつきましては、再支給分と今回の対象世帯の要件緩和によります新規の初回給付分に分けて算定をしております。

まず、再支給の対象となる初回給付の申請者が、この補正予算を算定しました11月22日現在で150世帯ございまして、対象者の初回給付期間中の常用就職や初回給付の申請中止等の実績から、このうち120世帯を再支給の申請世帯と見込んでおります。

次に、今後の初回申請の見込みにつきましては、11月22日現在の社協の総合支援資金初回貸し付けの申請済み世帯が1116世帯ございます。今後、令和4年3月末までに社協の緊急小口資金及び総合支援資金貸付が終了し、支援金の申請対象となる世帯は、令和4年1月までの貸付申請世帯となりますが、この貸付申請世帯を2カ月、今年度の貸付申請の月平均件数である60件の2カ月分で120世帯と先ほどの1116世帯の合計1236世帯を社協の緊急小口資金及び総合支援資金貸付金初回貸し付け終了による給付対象者の総数と見込んでおります。さらに、支援金の申請要件につきましては、住民税非課税世帯並みの収入要件もありますことから、本市の住民税非課税世帯の率を参考にして、35%を乗じた432世帯を、今後の初回申請見込み世帯としておりまして、先ほどの120世帯と432世帯を合計しました552世帯を見込んでいます。

なお、これまでの申請実績におきます社協の貸付要件を満たした世帯数に対します支援金の申請世帯の率は、11月下旬の補正予算算定時点で17.8%となっております。

○川上委員

そうすると個別通知は、この432世帯プラス120世帯の552世帯に送るということになりますか。それとも1月1日以降の分を外した分が別にあるのでしょうか。

○生活支援課長

プッシュ型の個別通知につきましては、11月末時点で、支援金の初回給付の申請を終えられております150世帯と、あとは先ほど積み上げで申しあげましたけれども、社協の総合支援資金、緊急小口資金の初回貸し付けが終了されます1123世帯を対象としまして通知を送ることにしております。社協の初回貸し付け終了者につきましては、今後社会福祉協議会から対象者の情報の提供をいただいた上で、令和4年1月以降に給付申請の受け付けが始まることを案内することを予定しております。

○川上委員

対象になり得る人に漏れなくというのはかなり難しいかもしれませんが、個別通知が可能なところを個別通知するし、これから予想される対象者には、きちんと捕捉ができるように

するし、それから市報などで一般的にも、水道料の値上げばかり押し出さないで、こういったことを知らせていく必要があると思います。

それから次は、子育て世帯等臨時特別支援事業費についてお尋ねします。臨時国会で岸田首相がいろいろ答弁されて、揺れているとは思いますが、現在のところは年内、どのくらいの世帯、子どものところは5万円が届くようになっておるのかお尋ねします。

○子育て支援課長

先行給付の5万円につきましては、公務員を除く児童手当受給の所得要件を満たす世帯8135世帯、1万5714名の児童が現在該当しております。こちらにつきましては、12月27日に支給予定としております。

○川上委員

公務員その他については、独自に申請が必要だということについては周知が要ると思いますが、それで残る5万円という言い方はおかしいですけど、どうなるんですか。もうお金でもいいよとか言い始めていますけれど。見通しは把握されていませんか。

○子育て支援課長

当初、クーポンによる支給とされておりました5万円につきましては、国より詳細が示されるものと考えておりますが、市民の皆様からも現金給付を望む声が多く寄せられていることから、本市におきましては、市民の皆様のご利便性を考慮して、現金での一括支給を行えるよう、現在、調整を行っているところでございます。

○川上委員

それは27日に、10万円を送れるように準備しているということですか。

○子育て支援課長

現在、そのように調整を行っているところでございます。

○川上委員

それと財源の措置が必要になりますけれど、それについてはどのようにお考えですか。

○子育て支援課長

国のほうでも、補正予算の成立を待たずに着手できるように支援をするというふうに明言しておりますので、一括給付は国の補正予算の成立を待たずに説明したいということで、事後になりますけれども、国のほうから一括支給を決めた場合であっても補助金を交付するということで、財源は国から手当てされるものと考えております。

○川上委員

飯塚市としての補正を取らないといけなくなるでしょう。それはどういうふうなやり方を考えていますか。

○子育て支援課長

予算につきましては、財政課と協議を行っていきたいと考えております。

○川上委員

その上でどういうことになりますか。

○片峯市長

今、やりとりがあっておりますように、国のほうとしてこの件について、いろんな意見やあります。はっきりしない部分もありましたので、議員の皆さんにも、代表者の方々に、はっきりとこういう言い方はしませんでした。この給付について、よりよい方法をとるときには、急ぎ予算執行させていただきたいと思っておりますので、この件については、専決とさせていただきたいと考えておりますということで、ご理解をいただいているところでございます。

○川上委員

本来、臨時議会を招集してでも市民の見えるところで仕事をしたほうがいいと思っておりますけれど、いずれにしても、それで対象者として不十分さがまだあると思うんですけど、急ぎ、年末に

渡るように頑張っていたいただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今のお話なのですが、一括給付に関してはそうすべきだと考えています。ただ、私どもまだ、議会開会中ですよ。まだ最終日まで時間がございます。それこそ最終日に、できましたら間に合わせていただいて、本会議をとめて委員会付託をしてという形もやれます。現実にはそのようにやるようにしたという自治体も出てきています。専決処分がないわけではないですが、それはあくまでも開会すること、招集することができなかつた場合ですので、今は開会中でありますので、ぜひそういった形でできるように、ある意味、金額についてもおおよそわかっている部分でありますので、それはやっていただきたいと思います。

あと一点、この給付対象なんですけれど、去年の一律10万円の特別定額給付金の際にも問題になったのですが、DVとかで別居しているご家庭がありますよね。そういったところに関しては、どのように把握されるようになりますか。

○子育て支援課長

DVにより避難されている方については、住所地ではなく居住地から児童手当を受給している場合が多いということです。子育て特別給付金につきましても居住地から支給することとしております。

○江口委員

居住地から支給するのはいいのですが、そういった部分、そういった方々をどのように把握してやっていくのか。ある意味離れて暮らしている、ある意味、加害者側、どちらかはわかりませんよ、のところに金が行ってしまったら元も子もないというか、本意ではないわけでしょう。そこをどうやってやられるのかお聞かせください。

○子育て支援課長

DVで、既に別のところに、住所地と違うところに居住されている方で児童手当の手続を終わられている方につきましては、児童手当の支給ということで確認できますが、そうでなく、最近そういった形で避難をされている方々につきましては、申し出により支給をしたいと考えております。

○江口委員

ほかの自治体を見ても申し出をやってくださいという部分が、結構ホームページに出ています。ところがホームページはどうしても探さないといけない部分がありますので、片一方で、どうやってそれをお届けするのか、そこについてはしっかりと工夫をしていただきたい。もう届け出があつておられる方というか、DVで引っ越してきたよとか、別に暮らしているんだというのがわかっている方については、児童手当の手続が終わっていても、わかっている方についてはプッシュ型で、こちらのほうからきちんと連絡を差し上げるとか、そういった努力をするとともに、ホームページだけではなく、せっかくSNSをやり始めたわけでしょう。そういった部分を使ってやっていただきたいと思います。

あと一点、この給付金については所得制限があるわけなのですが、所得制限の撤廃容認という経済再生担当相の発言があつたというふうにお聞きしています。その点については、飯塚市としてはどのようになされるおつもりか、お聞かせください。

○子育て支援課長

そのような国の見解が示されていることは、本日、聞きましたけれども、もともと今回の給付金につきましては、国の事業で子ども・子育て支援の推進の一つとして行われているもので、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けている世帯を対象として行われているものでございます。本市におきましても、一定の収入が確保されている世帯につきましては対象外として

考えているところがございますが、今後につきましては、また検討を行っていくことになるかと思っております。

○江口委員

確かに所得制限があるのはあるんだけど、お1人の所得が多い方だけになっているので、世帯全体ではないということを考える。片一方では、子育て世代への支援が、どれだけボリュームがあるのかということ考えると、高齢世代と比べると非常に心もとないという話もあります。そういったことも考え合わせて、しっかりと検討していただきたいと思っております。改めて言いますけれど、この現金一括給付に関しては大歓迎ではありますが、できるだけ本会議中に、あと数日ではあります。提出していただいて終われるようにしていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武委員

10万円の給付の件で一つお聞きしたいのですが、確かに同僚議員が言っていましたように年収の960万円ですか、意味的には、あれをよく考えると、ちょっとこう不都合かなというところの部分があるのですが、ちょっと心配しているのが一つだけ。960万円の年収をやはり調査をせないかんだらうと思っておりますけど、さっき言われた10万円一括が27日までに頑張っただけでやりたいということですが、多分漏れる方も、年明けて支払わないといけないうケースというのは、ないのですかね。あったら教えてください。

○子育て支援課長

先ほど申し上げました12月27日に支給予定の世帯につきましては、児童手当の受給世帯でございます。ですので、口座情報等とも変更や口座の凍結等がなければ必ずそこに振り込まれますので、漏れることはないと考えております。

○田中武委員

わかりました。960万円の年収のところも審査しないといけないうやろ。しない。もう18歳以下は全部支給するというので理解していいですか。

○子育て支援課長

今回の給付金の対象外となりますのは、児童手当の所得限度額を超える世帯ということで、よく言われている960万円ですけれども、こちらは扶養家族が3人の世帯の例でございます。実際には扶養親族の人数によって、若干、所得制限の金額も変わってきますけれども、こちらを超えている方は、児童手当が特例給付という特別な、子どもさん1人につき5千円の給付額が異なる制度で、児童手当を受けておられます。ですので、今現在、児童手当なのか特例給付なのかということ、もう9月30日の時点でわかっておりますので、今回はそういう意味で漏れる方というのはいらっやしません。あと今後は高校生等については申請をしていただいて、児童手当の対象ではありませんので申請をしていただいて、所得を確認して支給を行っていくというような流れになっております。

○田中武委員

わかりました。高校生を持っている16、17、18歳ですか、という方については、改めて申請をしていただかないといけないうため、27日にはもう間に合わないということで理解していいですね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第122号 令和3年度 一般会計補正予算（第8号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和2年度分）について」報告を求めます。

○教育総務課長

「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和2年度分）について」、ご説明いたします。このことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和2年度に実施した事業の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果を報告するものでございます。

それでは、別途配付しております「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書」によりご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。1ページには、点検・評価を行う目的、教育委員会の組織などについて記載しております。次に、2ページには教育委員の活動状況として、教育委員会会議の開催状況等と、3ページにかけまして研修会や学校訪問などの参加状況を記載しております。

4ページをお願いいたします。「Ⅳ 令和2年度事業評価」の「1 点検・評価」については、飯塚市教育施策要綱に掲げた主要施策を達成するために取り組みました主な事業を点検・評価の対象とし、各事業の達成状況について、外部評価者である教育大学教授1名と元学校長1名の2名の方から、A：達成している、B：おおむね達成している、C：課題がある、D：事業見直しが必要の4ランクで評価をいただいております。

次に、中下段の「2 全体評価結果」としまして、学校教育分野5事業、社会教育分野5事業の計10事業を点検評価の対象とし、その集計結果を記載しております。結果につきましては、Aの達成が6事業、Bのおおむね達成が3事業、Cの課題があるが1事業、Dの事業見直しがゼロという結果となっております。

次の5ページから6ページにかけまして、それぞれの2名の方からの外部評価講評として、事業全体を通しての意見を記載しております。いずれの評価者からも、全体的にはおおむね適切に事業が実施されていると評価をいただいておりますが、さまざまな課題やコロナ禍における取り組み等について、それぞれの事業に対し専門的なご意見もいただいております。

7ページから14ページまでに、その取組施策別評価結果を記載しておりますが、その中で、主な事業についてご説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。（1）学校教育の分野について、「ICT活用指導力の向上に係る取組の実施」では、児童生徒に1人1台整備されたタブレットの活用及び教育効果については、教員のICT活用能力に左右されると思われるが、ICT活用指導力の向上を図るための研修会が組織的・計画的に実施されており、さらにICT研究指導員や、GIGAスクールサポーターを市内小中学校に派遣し、授業レベルでの研修や授業支援が積極的に展開されている。これは児童・生徒の学習に直接反映されるため、今後の取り組みについても期待できるとの評価をいただいております。

次に、8ページをお願いいたします。下段の「外国人児童生徒教育支援事業の実施」では、飯塚市では、年々日本語指導の必要な外国人児童生徒が増加しており、その国籍も多様化している中、入級申請の全てを受け入れ、日本語の指導だけではなく、教科の補充学習や一斉学習時の補助を行うこともできている。また取り出し指導や、入り込み指導と2つの指導形態が構

築されており、令和2年度からは日本語指導支援員が配置されるなど、より手厚い指導ができているとの評価をいただいております。

続きまして、11ページをお願いいたします。(2)社会教育の分野について、「PTAと連携した家庭教育推進事業の実施」では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、さまざまな活動が中止等となる中、例年開催しております家庭教育講演会のかわりに、各小中学校のPTAの活動等の内容をまとめた家庭教育実践集を作成し配布するなど、PTA連合会の前向きで積極的な姿勢が、コロナ禍における新たな取り組みを生み出す結果となっているとの評価をいただいております。

次に、12ページをお願いいたします。中段「放課後子ども教室や児童クラブ等との連携」につきましては、放課後子ども教室は開始より15年継続して実施されており、学校や地域と連携を深めながら学習活動・スポーツ文化活動を支援する一方、高齢者等との交流も深めることができている。しかし児童クラブと学校等との合同連携会議が一度も開催されておらず、その成果が期待できるだけに残念である。早期実現により、さらなる学社連携の相乗効果を期待したいとのご意見をいただきました。

その他の事業も含め、いただきました評価、ご意見は、各担当部署において、今後の事業に生かしてまいります。

15ページをお願いいたします。15ページには、事務事業に係る点検・評価一覧表がございます。次の16ページから31ページにかけては、各所管課において作成しました「点検及び評価シート」10事業分を添付しております。この「点検及び評価シート」につきましては、事業等の目的、内容、目標値、また取組状況やその成果、今後の方向性等を各所管課において自己点検・評価を行い、この内容につき、外部評価者に先ほどの評価をいただいたものでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

最後に、32ページをお願いいたします。32ページから33ページにかけては、参考資料としまして、令和2年度の教育委員会会議における議案等の一覧表でございます。以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「『第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案』に対する市民意見募集について」報告を求めます。

○総合政策課長

「『第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案』に対する市民意見募集について」報告いたします。第2次飯塚市総合計画につきましては、2017年度（平成29年度）を初年度とし、2026年度（令和8年度）までの10年間を計画期間としており、今年度、令和3年度で中間年度を迎えたことから、計画の中間見直し案を策定し、市民意見募集を実施することといたしましたので、その概要について報告するものでございます。

資料1の1ページをお願いします。ページ左側には、現計画の策定の趣旨と概要を記載しております。ページ右側には、今回の中間見直しの概要ということで、(1)中間見直しの範囲としまして、3行目以降に記載のとおり、今回の中間見直しについては、計画策定当初からこれまでの間の社会経済情勢等の変化や新たに生じた課題などへ柔軟に対応するために必要な見直しを行い、基本構想については引き続き継承し、取り組むべき施策を総合的かつ体系的にまとめた基本計画について、必要な見直しを行うこととしております。具体的には、7分野の政策と40の施策の柱ごとに目標の達成状況の把握や課題の評価検証を実施し、必要な表現の修正や目標達成指標の見直しなどを行うものです。また、人口、産業構造及び財政の状況につい

ては、国勢調査の結果や決算状況を反映し、時点修正を行っております。(2)には、「SDGsの取組」として、国においては、自治体の各種計画にSDGsを反映させることを推奨しており、今回の中間見直しにおいて、総合計画に掲げる施策の推進が、SDGsの目標達成にもつながるものとして、基本計画の各施策とSDGsの17のゴールとの関連性を明示することといたしました。

2ページ及び3ページには、人口構造と産業構造の推移について、それぞれ時点修正を行い、最新の状況を加えております。また4ページには、財政の状況と財政見直しについて、本年6月議会において財政課より全常任委員会に報告を行いました内容を反映させ、掲載しております。内容の説明については省略させていただきます。

5ページをお願いします。昨年実施しました市民意識調査の結果について、5ページには、「飯塚市の住みやすさについて」、6ページには「市民が感じるまちづくりの満足度」と「将来的に飯塚市が力を入れるべき取組」の3項目について掲載しております。計画策定前の平成27年に実施した市民意識調査結果との経年比較について、文章中に記載しております。

7ページをお願いします。中間見直しの全体構成となりますが、40施策を一覧表で掲載し、右側の黒丸を付けた施策が見直しを行った施策で、28の施策について見直しを行い、8ページから35ページまで掲載しており、見直しを行った部分は黄色のマーカーで着色している部分となります。また参考までに、資料2「中間見直し新旧対照表」を作成しております。資料2の内容の説明については省略させていただきますので、後ほどご確認いただければと存じます。

それでは見直しを行いました施策について、本委員会の所管に関する主な見直し内容を説明させていただきます。17ページをお願いします。「安心して産み育てやすい環境づくり」の施策になります。ここでの見直しは、ページ左側の現状と課題について、保育施設の新たな整備や認定こども園への移行に伴う定員の増加、また幼稚園での預かり保育事業の継続などによる就学前施設の選択肢の充実に加え、保育士確保対策事業の推進により未利用児童数は大幅に減少しているが、依然、保育士が不足しているという現状に即した記述に改め、ページ右側の基本事業③放課後児童クラブの充実について、児童クラブの事務を教育委員会に移管し、学校との連携を強化し子どもたちの生きる力を育てていくことなどを新たに記載しております。

24ページをお願いします。「確かな学力を育む教育の推進」の施策になります。ここでは、ページ左側の現状と課題について、長寿命化計画に基づく学校施設の改修やICT環境整備などの教育環境の整備を進めることが重要であるという記載に改め、そのことに関連して、ページ右側、基本事業⑤学校施設の環境整備の推進について、令和2年6月に策定した飯塚市学校施設長寿命化計画に基づき、施設改修を推進していくということを新たに記載しております。

27ページをお願いします。「文化芸術の創造」の施策になります。ここでは、ページ左側の現状と課題について、市に移譲された嘉穂劇場に関し、文化を発信できる拠点施設となるよう活用方法の検討を進めていくということを新たに記載しており、次の28ページをお願いします。「歴史的・文化的遺産の保護と活用」の施策になりますが、ページ左側の現状と課題について、令和2年と平成30年に、それぞれ国の指定を受けた旧伊藤伝右衛門邸と目尾炭鉱跡についての記載を追加しております。

36ページをお願いします。冒頭に申しましたとおり、各施策とSDGsの17のゴールとの関連性を黒丸で明示して一覧表にしたものになります。このひもづけの考え方ににつきましては、総合計画のページに記載される基本事業までの内容で線引きをして関連づけを行ったものとなります。

最後に、資料3をお願いします。今回、提示させていただきました中間見直し案について、資料に記載の内容で、12月27日から1月21日までの期間で市民意見募集を実施したいと考えております。そのほか、閲覧場所等、市民意見募集の概要につきましては、資料に記載の

とおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、「第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案」における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。